

令和 2 年
公益法人の概況
及び
公益認定等委員会の活動報告

令和 3 年 12 月

内 閣 府

はじめに

本報告は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 48 条及び第 57 条の規定に基づき、公益認定等委員会の事務処理状況、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての報告、調査を行った結果を取りまとめたものである。

今般、各都道府県の協力を得て、内閣府において、全行政庁（内閣府及び都道府県）分の公益法人の概況について取りまとめを行った。また、各都道府県に設置されている合議制の機関の事務処理状況に関するデータについても、公益認定等委員会の事務処理状況に関するデータに併記し収録した。

なお、参考として、移行認可を受けて特例民法法人から移行した一般法人及び申請中の特例民法法人の概況を掲載している。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

（設置及び権限）

第 32 条 内閣府に、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。

（事務の処理状況の公表）

第 48 条 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

（情報の提供）

第 57 条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

内閣府公益認定等委員会

委員長

佐久間 総一郎

委員長代理

小森 幹夫

委員

安藤 まこと

委員

今泉 邦子

委員

黒田 かをり

委員

小林 敬子

委員

佐藤 彰紘

（令和 3 年 12 月 10 日現在）

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

目次

第 1 部	公益法人の概況	1
第 1 章	公益法人制度の概要	1
	1. 一般社団法人及び一般財団法人	1
	2. 公益社団法人及び公益財団法人	1
第 2 章	法人数等	3
	1. 公益法人数	3
	2. 法人数の変動	4
	（1）法人の認定	5
	（2）法人の解散	5
	（3）公益認定の取消し	5
	（4）法人の合併	6
	3. 社員・役職員等	7
	（1）社員と代議員（公益社団法人）	7
	（2）各種の会員	8
	（3）評議員（公益財団法人）	9
	（4）理事	10
	（5）監事	12
	（6）会計監査人	13
	（7）職員	13
第 3 章	事業	15
	1. 事業年度	15
	2. 公益目的事業等	16
	（1）公益目的事業の事業目的	16
	（2）公益目的事業の事業類型	19
第 4 章	財務	22
	1. 資産・負債等	22
	（1）資産	22
	（2）負債	23
	（3）正味財産	23

(4) 遊休財産	24
2. 収入・費用等	25
(1) 寄附金	25
(2) 会費（公益社団法人）	27
(3) 公益目的事業費用	27
(4) 公益目的事業収入	28
(5) 収支相償	29
(6) 公益目的事業比率	30
(7) 収益事業等	32
第5章 税制	33
1. 公益法人の事業に対する税制上の優遇措置	33
(1) 公益目的事業の非課税の特例（法人税）	33
(2) みなし寄附金の損金算入の特例（法人税）	33
(3) 利子・配当等に係る所得税の非課税の特例（所得税）	34
(4) 消費税制上の特例収入に該当しない寄附金に係る特例	34
(5) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税 についての特例	35
(6) 特定の用に供する不動産等に係る地方税の非課税	35
2. 寄附者に対する税制上の優遇措置	35
(1) 個人が支出する寄附金についての特例	35
(2) 法人が支出する寄附金についての特例（法人税）	37
(3) 財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例	38
補章1 移行法人の概況	39
第1節 法人数等	39
1. 移行法人数	39
2. 公益目的支出計画の完了等	40
(1) 公益目的支出計画の完了	40
(2) 解散	41
第2節 公益目的財産額等	42
1. 公益目的財産額	42
2. 年間公益目的支出額	42
3. 公益目的支出計画の完了予定時期	44
第2部 公益認定等委員会の活動報告	45
第1章 公益認定等委員会の取組	45

1. 公益認定等委員会	4 5
2. 令和2年度における取組	4 6
(1) 審査及び監督	4 6
(2) 公益法人等に対する支援	4 7
(3) 法人との対話	5 0
(4) 広報活動	5 2
(5) 制度的課題への取組	5 4
3. 公益認定等委員会と都道府県間の連携	5 6
第2章 委員会の事務処理状況	5 8
1. 公益法人に係る審査	5 8
(1) 公益認定・移行認定の申請	5 8
(2) 変更認定申請及び変更の届出	6 2
(3) 合併の届出等	6 3
2. 公益法人の監督	6 4
(1) 定期提出書類等の審査	6 6
(2) 立入検査	6 7
(3) 報告徴収	7 0
(4) 勧告・命令の勧告・公益認定の取消しの勧告等	7 2
3. 移行法人に係る審査	7 5
(1) 移行認可の申請	7 5
(2) 変更認可等	7 8
4. 移行法人の監督	7 9
(1) 定期提出書類等の審査	7 9
(2) 立入検査	7 9
(3) 報告徴収	8 1
(4) 勧告・命令の勧告・認可の取消しの勧告	8 2
5. 特例民法法人	8 2
(1) 移行の状況	8 3
(2) 移行申請中の特例民法法人	8 3
付属資料編目次	8 5
統計資料編目次	1 1 4

(凡例)

- ◆本書で使用しているデータは、基本的に、国・都道府県が共同で運用する公益認定等総合情報システムにおける業務処理情報（データ時点は原則令和2年12月1日現在）から算出している。ただし、第1部第2章3の「社員・役職員等」については、各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。
- ◆経年データの「年度」は、公益法人制度改革の施行が12月1日であったこと等を踏まえ、各年12月1日から翌年11月30日までを用いることを基本としている。
（今回の対象期間）令和元年度：令和元年12月1日から令和2年11月30日まで

ただし、第2部「公益認定等委員会の活動報告」については、通常の会計年度（各年4月1日から翌年3月31日まで）による。
- ◆各表の数値は、公益認定等総合情報システムの過年度データが修正されることがあるため、第1部の公表済数値と異なる場合がある。
- ◆各表の数値のうち、金額は、表章単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- ◆各表の割合（％）について、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- ◆移行期間開始時点の特例民法法人のデータについては、基本的に「特例民法法人に関する年次報告」平成21年度版（基本となる集計時点は平成20年12月1日）によっている。
- ◆本報告で用いる法令の略称は、以下のとおりである。

「法人法」	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
「法人法施行令」	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成19年政令第38号）
「法人法施行規則」	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）
「認定法」	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
「認定法施行令」	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）
「認定法施行規則」	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）
「整備法」	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）

「整備法施行令」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 277 号）

「整備法施行規則」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 69 号）

なお、根拠法令の条項等を（ ）囲みの中で示す場合は、次の略式で表記している。

＜例＞ ○○法第 1 条第 2 項第 3 号：○○法 § 1 II ③

◆本報告で用いる用語の説明は、以下のとおりである。

「特例民法法人」 改正前の民法第 34 条に基づき、主務官庁の許可を得て設立された社団法人及び財団法人をいう。特例社団法人及び特例財団法人から成る。

「一般法人」 法人法に定める一般社団法人及び一般財団法人をいう。

「公益法人」 認定法に定める公益社団法人及び公益財団法人をいう。

「行政庁」 認定法及び整備法に定める行政庁である内閣総理大臣（内閣府）及び都道府県知事（都道府県）をいう。

「移行期間」 新公益法人制度が施行された平成 20 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日までの 5 年間をいう。

「移行認定」 特例社団法人又は特例財団法人が新公益法人制度における公益社団法人又は公益財団法人となるために、その申請により、整備法第 44 条に基づいて行政庁から受ける認定をいう。

「公益認定」 一般社団法人又は一般財団法人が公益社団法人又は公益財団法人となるために、その申請により、認定法第 4 条に基づいて行政庁から受ける認定をいう。

「移行認可」 特例社団法人又は特例財団法人が新公益法人制度における一般社団法人又は一般財団法人となるために、その申請により、整備法第 45 条に基づいて行政庁から受ける認可をいう。

「移行申請」 特例民法法人が行う移行認定又は移行認可の申請をいう。

「認定の申請」 移行認定又は公益認定の申請をいう。

「公益認定の取消し」 認定法の規定に基づき行政庁が公益法人に対して行う処分の一つであり、これを受けた公益法人は公益法人でなくなる（移行認定を受けた法人は公益法人であり、この対象に含まれる。）。

「常勤」 週 3 日以上法人の業務に従事する者で、従事する場所は主及び従たる事務所に限定するものではない。

第 1 部 公益法人の概況

第 1 章 公益法人制度の概要

個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたる中、行政部門や民間営利部門だけでは社会のニーズを満たし、課題に対応することが難しくなっている。そうした状況に対応し、多様なサービスを提供することができる存在として、民間非営利部門が我が国の社会経済システムの中で果たすべき役割は重要さを増している。

このような中、平成 20 年 12 月に施行された法人法及び認定法により、国民が簡便に法人を設立することができる一般法人（一般社団法人及び一般財団法人）の制度を前提に、行政庁が公益を目的とする事業を適正に実施し得る法人を認定する現行の公益法人の制度が導入された。

< 付属資料 1 > 公益法人制度の経緯

1. 一般社団法人及び一般財団法人

剰余金の分配を目的としない社団及び財団については、法人法に基づき、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、登記により一般社団法人又は一般財団法人としての法人格を取得することができる。

法人法においては、定款等に基づく法人の自治を一定程度認めつつ、一般社団法人及び一般財団法人が我が国の社会における責任ある主体として自律的に活動するために必要な、法人としてのガバナンスに関する基本的な規律が定められている。

2. 公益社団法人及び公益財団法人

公益を目的とする事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、申請により、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）（注）による認定（公益認定）を受けることができる。認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」と総称する。）となる。

(注) ①2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人、②公益目的事業等を2以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定める法人は内閣総理大臣、それ以外の法人はその事務所が所在する都道府県の知事が行政庁となる(認定法 § 3)。

公益認定を受けるためには、事業の公益性や法人としてのガバナンス等について認定法に定められた基準を満たす必要がある。申請された内容が法律の定める認定基準を満たしていることについての判断は、民間有識者で構成される合議制の機関(国にあっては内閣府公益認定等委員会、都道府県にあっては各都道府県の合議制機関)が行う。

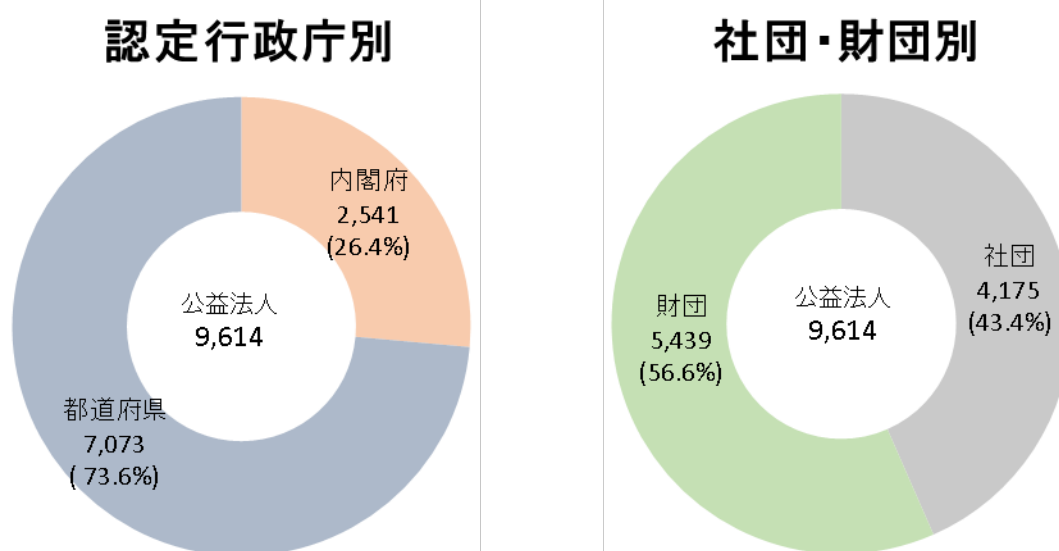
公益法人には、上記の認定基準を満たすほか、法人情報の開示等に関して認定法に定める事項を遵守することが求められる。また、公益法人の事業の適正な運営を確保するため必要な限度において、行政庁の監督を受けることになる。

公益法人の活動を支えるため、公益法人の事業については税制上の優遇措置が設けられている。また、公益法人の活動を支えるためには、善意の寄附による支援が重要であり、公益法人に対する寄附については、寄附者に対し税制上の優遇措置が設けられている。

第2章 法人数等

1. 公益法人数

図1-2-1 社団・財団別の公益法人数とその割合



(注) 令和2年12月1日現在。

以下、表1-2-1、表1-2-2、図1-2-2について同じ。

表1-2-1 社団・財団別の公益法人数とその割合

	合計		公益社団法人	公益財団法人
内閣府	[26.4%]	2,541 100.0%	812 32.0%	1,729 68.0%
都道府県計	[73.6%]	7,073 100.0%	3,363 47.5%	3,710 52.5%
合計	[100.0%]	9,614 100.0%	4,175 43.4%	5,439 56.6%
前年合計	[100.0%]	9,581 100.0%	4,173 43.6%	5,408 56.4%

図 1－2－2 各年 12 月 1 日現在の公益法人数（社団・財団別）

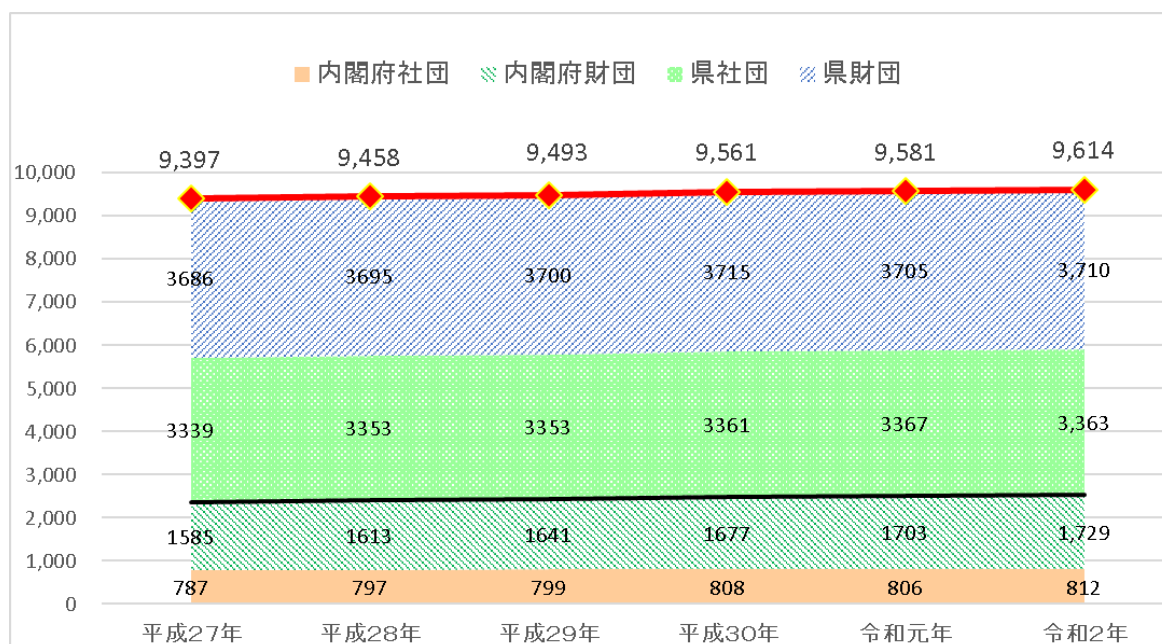


表 1－2－2 各年 12 月 1 日現在の公益法人数（社団・財団別）

		平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
内閣府	社団	787	797	799	808	806	812
	財団	1,585	1,613	1,641	1,677	1,703	1,729
	計	2,372	2,410	2,440	2,485	2,509	2,541
都道府県	社団	3,339	3,353	3,353	3,361	3,367	3,363
	財団	3,686	3,695	3,700	3,715	3,705	3,710
	計	7,025	7,048	7,053	7,076	7,072	7,073
合計	社団	4,126	4,150	4,152	4,169	4,173	4,175
	財団	5,271	5,308	5,341	5,392	5,408	5,439
	計	9,397	9,458	9,493	9,561	9,581	9,614

2. 法人数の変動

公益法人数は、認定又は解散等により増減する。公益法人数が増加する事由として、移行認定又は公益認定がある。他方、公益法人数が減少する事由として、法人の解散、公益認定の取消し又は合併がある。なお、解散の場合には法人格が失われるが、公益認定が取り消されても一般法人として法人格は存続する。

（注）合併の場合には、吸収合併と新設合併の合併形態の別、合併しようとする法人数、合併の相手方が公益法人であるか否かによって、公益法人の減少数は変わる。

（１）法人の認定

公益法人は、一般社団法人・一般財団法人が、行政庁の認定を受け、公益社団法人・公益財団法人となることで増加する。

表 1－2－3 公益法人認定数

	平成29年度	30年度	令和元年度
内閣府	52	35	34
都道府県	45	46	43
合計	97	81	77

（注）表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

以下、表 1－2－4～表 1－2－6 まで同じ。

（２）法人の解散

公益法人が合併以外の理由により解散（法人法 § 148、§ 202）した場合には、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、当該解散の日から一箇月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない（認定法 § 26 I）。解散後は、法令及び定款の定めに従い清算手続を行い、残余財産を類似目的の他の公益法人等に帰属させることになる（認定法 § 5⑱、法人法 § 239）。

表 1－2－4 年度別の解散件数

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
内閣府	3	3	9	9	5	2
都道府県	8	4	10	14	11	15
合計	11	7	19	23	16	17

（注）表中の令和元年度の「解散」法人数は、対象期間中に解散の届出・清算終了の届出を行った法人。

このほか、過年度解散の届出を行い、対象期間中に清算終了の届出を行った法人は 6 法人。

（３）公益認定の取消し

公益認定の取消しには、公益法人からの申請に基づいて行政庁が取消しを行う場合と、行政庁が自らの権限の行使として取消しを行う場合とがある（認定

法 § 29)。公益認定を取消されても、解散の場合と異なり、一般法人として法人格は継続する。しかし、公益目的事業のために法人が保有していた資産が引き続き公益目的のために用いられることになるよう、公益目的取得財産残額に相当する額を類似目的の他の公益法人等に贈与しなければならない（認定法 § 30、§ 5⑰）。

表 1－2－5 年度別の公益認定の取消し件数

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
内閣府	0	3	3	3	5	2
都道府県	2	4	2	4	5	10
合計	2	7	5	7	10	12

（注）この表においては、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日の取消し件数を集計しているが、第 2 部 P 73 「表 2－2－18 公益認定の取消しの勧告件数」においては、各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の取消し件数を集計しているため、数値が異なる。

（４）法人の合併

公益法人は、合併しようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出る必要がある（認定法 § 24）。

合併には、吸収合併と新設合併があり、吸収合併の場合には存続法人の法人格が継続するが、新設合併の場合には存続法人がなく、合併後に別の法人格が新設される。（注）

（注） 3 法人による合併の場合を例とすると、法人減少数は、吸収合併であれば 2 減であるが、新設合併であれば 1 増 3 減となる。

表 1－2－6 年度別の合併件数

		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
内閣府	吸収合併	8	0	2	5	5	2
	新設合併	0	0	0	0	0	0
	計	8	0	2	5	5	2
都道府県	吸収合併	3	2	4	4	5	6
	新設合併	0	1	0	1	4	0
	計	3	3	4	5	9	6
合計	吸収合併	11	2	6	9	10	8
	新設合併	0	1	0	1	4	0
	計	11	3	6	10	14	8

（注）合併後に残る法人（吸収合併における存続公益法人、新設合併における新設公益法人）の数を計上している。

3. 社員・役職員等

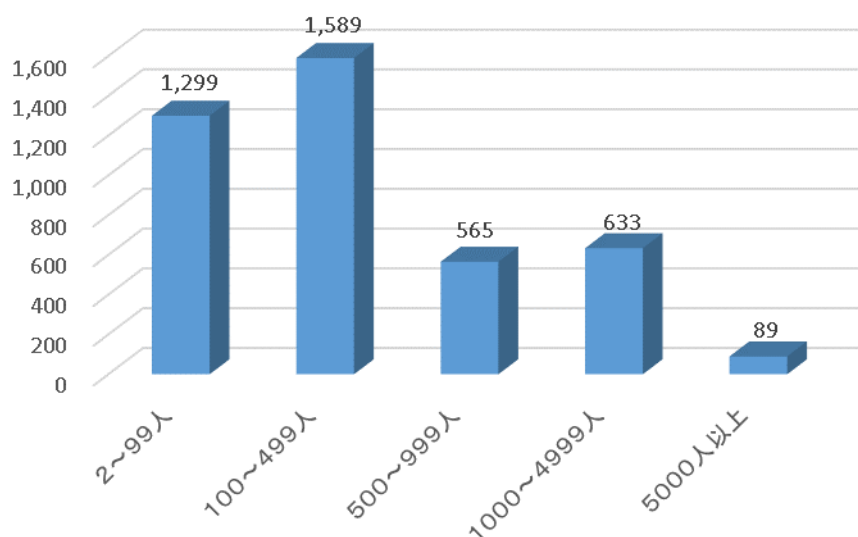
(1) 社員と代議員

(社員)

社員は、公益社団法人の存立の基礎となる構成員である。社員については、法人設立時には2名以上が必要である（法人法 § 10 I）。また、社員は、個人、団体を問わない。

社員は、社員総会に参加して議決権を行使するとともに、定款で定めるところにより、法人に経費等を支払うこととされている（法人法 § 48、§ 27）。社員総会は、定款変更、役員の選解任等を行う権限を有する公益社団法人の最高議決機関である（法人法 § 146、§ 63、§ 70）。

図 1－2－3 社員数規模別の公益社団法人数



(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

以下、表 1－2－7～表 1－2－17、図 1－2－4～図 1－2－7 まで同じ。

表 1－2－7 社員数規模別の公益社団法人数とその割合

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	2～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
内閣府	812	758,322	934	135	330	290	73	93	26
都道府県	3,363	2,519,330	749	253	969	1,299	492	540	63
合計	4,175 (100.0%)	3,277,652	785	226	1,299 (31.1%)	1,589 (38.1%)	565 (13.5%)	633 (15.2%)	89 (2.1%)
前年合計	4,173 (100.0%)	3,333,697	799	231	1,280 (30.7%)	1,613 (38.7%)	554 (13.3%)	633 (15.2%)	93 (2.2%)

(代議員)

社員数が多い公益社団法人の中には、定款上の会員の中から一定の割合をもって選出される代議員をもって法人法上の社員とする、いわゆる「代議員制」を採るものもある。

表 1－2－8 代議員制採用法人における社員数規模別の法人数

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	社員(代議員) を選出する 会員数計	2～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
内閣府	149	87,176	585	121	2,589,059	58	82	3	2	4
都道府県	196	80,683	412	103	769,899	90	94	2	7	3
合計	345 (100.0%)	167,859	487	109	3,358,958	148 (42.9%)	176 (51.0%)	5 (1.4%)	9 (2.6%)	7 (2.0%)
前年合計	346 (100.0%)	174,026	503	110	3,305,350	147 (42.5%)	177 (51.2%)	5 (1.4%)	9 (2.6%)	8 (2.3%)

(2) 各種の会員

公益社団法人における法人法上の社員は、定款上は「正会員」とされていることがあるが、この意味の「正会員」以外に、公益社団法人及び公益財団法人には、賛助会員、特別会員等の名称で、法人の事業に賛同して登録し、会費を払うなどの各種の「会員」が置かれている例がある。

図 1－2－4 各種の会員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

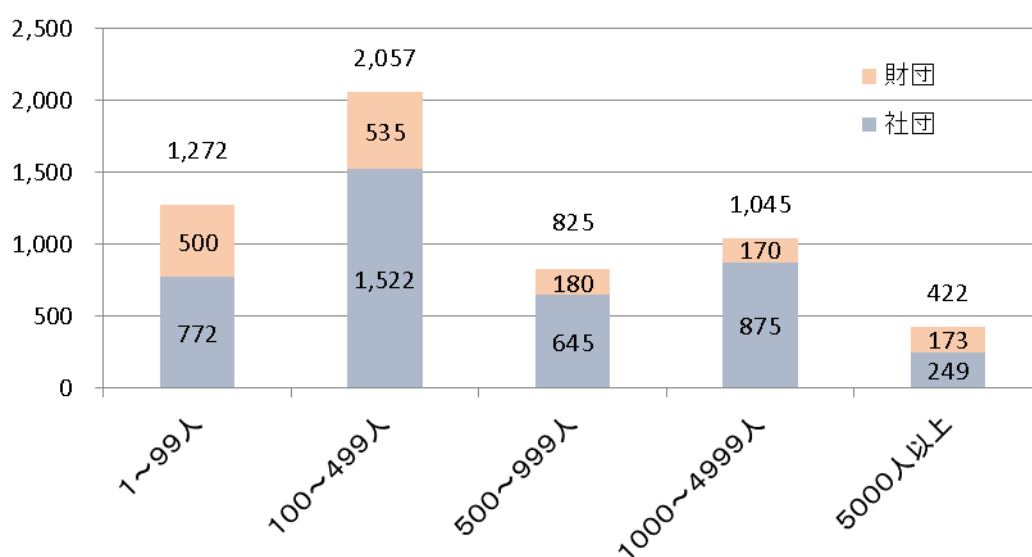


表 1－2－9 各種の会員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	会員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	1～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
内閣府	社団	796	5,181,931	6,510	541	167	222	91	179	137
	財団	615	6,888,317	11,201	195	228	172	69	84	62
	計	1,411	12,070,248	8,554	327	395	394	160	263	199
都道府県	社団	3,267	3,671,280	1,124	378	605	1,300	554	696	112
	財団	943	5,010,775	5,314	245	272	363	111	86	111
	計	4,210	8,682,055	2,062	174	877	1,663	665	782	223
合計	社団	4,063	8,853,211	2,179	266	772 (19.0%)	1,522 (37.5%)	645 (15.9%)	875 (21.5%)	249 (6.1%)
	財団	1,558	11,899,092	7,637	131	500 (32.1%)	535 (34.3%)	180 (11.6%)	170 (10.9%)	173 (11.1%)
	計	5,621	20,752,303	3,692	305	1,272 (22.6%)	2,057 (36.6%)	825 (14.7%)	1,045 (18.6%)	422 (7.5%)
前年合計		5,597	19,145,413	3,421	343	1,248 (22.3%)	2,072 (37.0%)	814 (14.5%)	1,033 (18.5%)	430 (7.7%)

（３）評議員

評議員については、３名以上でなければならない（法人法 § 170 I、§ 173 III）。評議員によって構成される評議員会は、定款変更、役員の選解任の権限を有する公益財団法人の最高議決機関である（法人法 § 200 I、§ 177、§ 63、§ 176）。

図 1－2－5 評議員数規模別の公益財団法人数

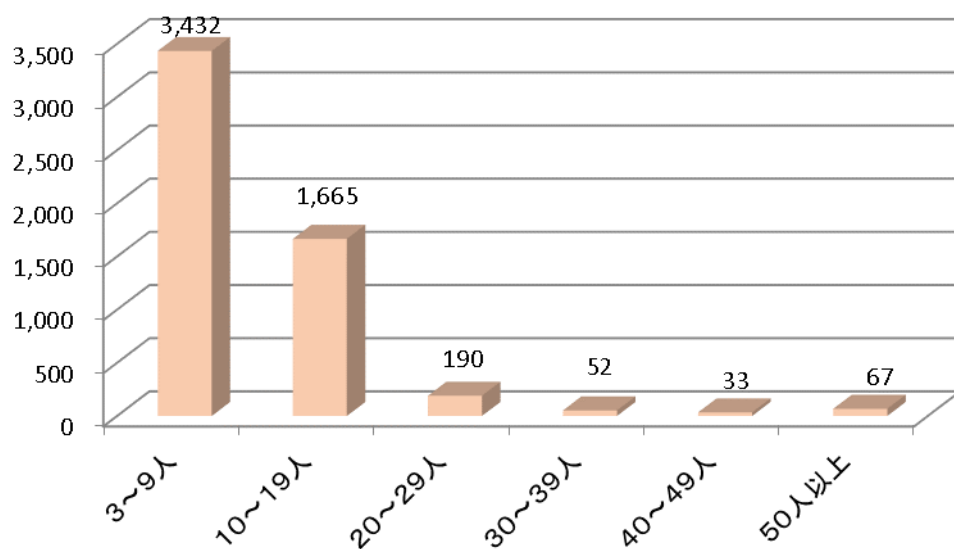


表 1－2－10 評議員数規模別の公益財団法人数とその割合

	法人数	評議員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	1,729	17,962	10.4	9	1,009	590	87	9	10	24
都道府県	3,710	36,496	9.8	8	2,423	1,075	103	43	23	43
合計	5,439 (100.0%)	54,458	10.0	8	3,432 (63.1%)	1,665 (30.6%)	190 (3.5%)	52 (1.0%)	33 (0.6%)	67 (1.2%)
前年合計	5,408 (100.0%)	54,514	10.1	8	3,385 (62.6%)	1,672 (30.9%)	201 (3.7%)	51 (0.9%)	34 (0.6%)	65 (1.2%)

(4) 理事

理事は一般法人の役員である。全理事で構成する理事会は、公益法人においては必置の機関であり（法人法 § 90 I、§ 170 I、認定法 § 5 ⑭ハ）、理事は3名以上でなければならない（法人法 § 65Ⅲ、§ 177）。理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、理事の中から代表理事や業務執行理事を選定する（法人法 § 90、§ 91、§ 197）。

図 1－2－6 理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）

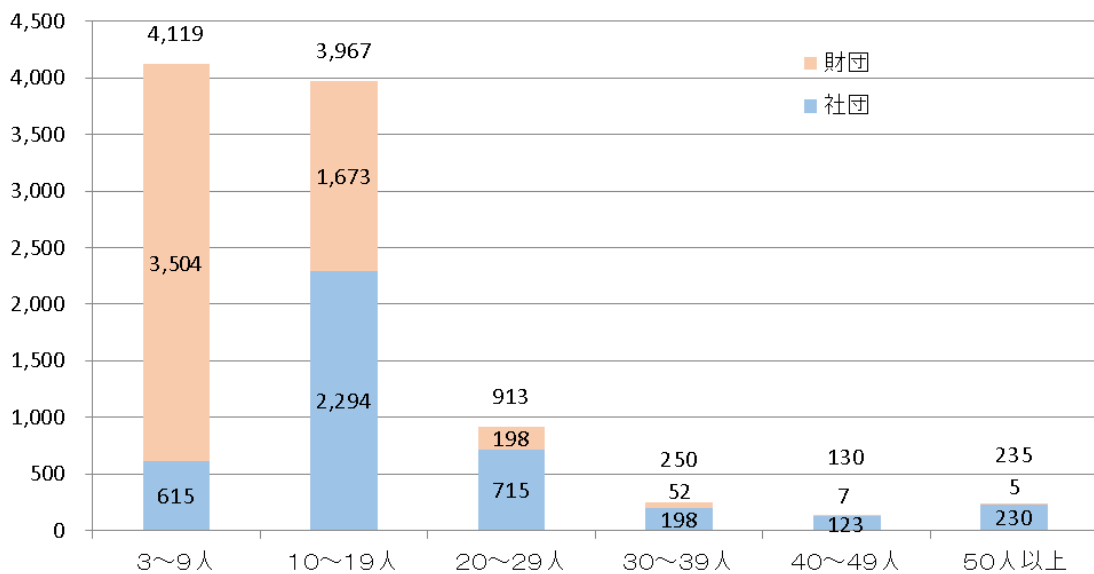


表 1－2－11 理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）とその割合

		法人数	理事数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	社団	812	15,158	18.7	18	124	364	251	44	11	18
	財団	1,729	16,401	9.5	8	1,074	561	73	18	1	2
	計	2,541	31,559	12.4	10	1,198	925	324	62	12	20
都道府県	社団	3,363	64,856	19.3	14	491	1,930	464	154	112	212
	財団	3,710	34,381	9.3	8	2,430	1,112	125	34	6	3
	計	7,073	99,237	14.0	11	2,921	3,042	589	188	118	215
合計	社団	4,175 (100.0%)	80,014	19.2	15	615 (14.7%)	2,294 (54.9%)	715 (17.1%)	198 (4.7%)	123 (2.9%)	230 (5.5%)
	財団	5,439 (100.0%)	50,782	9.3	8	3,504 (64.4%)	1,673 (30.8%)	198 (3.6%)	52 (1.0%)	7 (0.1%)	5 (0.1%)
	計	9,614 (100.0%)	130,796	13.6	10	4,119 (42.8%)	3,967 (41.3%)	913 (9.5%)	250 (2.6%)	130 (1.4%)	235 (2.4%)
前年合計		9,581 (100.0%)	130,925	13.7	10	4,078 (42.6%)	3,974 (41.5%)	917 (9.6%)	254 (2.7%)	125 (1.3%)	233 (2.4%)

表 1－2－12 常勤・非常勤別の理事数

	法人数		理事数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
		常勤理事が いる法人数			
内閣府	2,541 (100.0%)	1,541 (60.6%)	31,559	2,745	28,814
都道府県	7,073 (100.0%)	4,212 (59.6%)	99,237	6,469	92,768
合計	9,614 (100.0%)	5,753 (59.8%)	130,796 (100.0%)	9,214 (7.0%)	121,582 (93.0%)
前年合計	9,581 (100.0%)	5,762 (60.1%)	130,925 (100.0%)	9,311 (7.1%)	121,614 (92.9%)

(注) 週3日以上法人の業務に従事する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。
以下、表 1－2－14 について同じ。

(5) 監事

公益法人には監事を置くこととされている（法人法 § 61、§ 170、認定法 § 5 ⑭ハ）。監事は計算書類等を監査（財務監査）し、理事の職務執行を監査（業務監査）する（法人法 § 99、§ 124、§ 197）。このために、監事には各種の権限が付与され、また、義務が課されている。

表 1－2－13 監事数別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	監事数計 (人)	平均値 (人)	1人	2人	3人	4人	5人以上
内閣府	社団	812	1,777	2.2	81	520	191	17	3
	財団	1,729	3,288	1.9	341	1,225	156	6	1
	計	2,541	5,065	2.0	422	1,745	347	23	4
都道府県	社団	3,363	7,541	2.2	111	2,444	730	59	19
	財団	3,710	7,288	2.0	465	2,933	294	15	3
	計	7,073	14,829	2.1	576	5,377	1,024	74	22
合計	社団	4,175 (100.0%)	9,318	2.2	192 (4.6%)	2,964 (71.0%)	921 (22.1%)	76 (1.8%)	22 (0.5%)
	財団	5,439 (100.0%)	10,576	1.9	806 (14.8%)	4,158 (76.4%)	450 (8.3%)	21 (0.4%)	4 (0.1%)
	計	9,614 (100.0%)	19,894	2.1	998 (10.4%)	7,122 (74.1%)	1,371 (14.3%)	97 (1.0%)	26 (0.3%)
前年合計		9,581 (100.0%)	19,916	2.1	938 (9.8%)	7,148 (74.6%)	1,371 (14.3%)	99 (1.0%)	25 (0.3%)

表 1－2－14 常勤・非常勤別の監事数

	法人数	常勤監事がある法人数	監事数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
内閣府	2,541	25 (1.0%)	5,065	27	5,038
都道府県	7,073	48 (0.7%)	14,829	66	14,763
合計	9,614	73 (0.8%)	19,894 (100.0%)	93 (0.5%)	19,801 (99.5%)
前年合計	9,581	88 (0.9%)	19,916 (100.0%)	120 (0.6%)	19,796 (99.4%)

(6) 会計監査人

収益 1,000 億円以上、費用・損失 1,000 億円以上、負債 50 億円以上のいずれかに該当する公益法人については、会計監査人を置かなければならない（認定法 § 5⑫、認定法施行令 § 6）。定款の定めにより会計監査人を置くこともできる（法人法 § 60Ⅱ、§ 170Ⅱ）。

表 1－2－15 会計監査人設置法人の割合（社団・財団別）

		法人数	会計監査人 設置法人数	割合
内閣府	社団	812	60	7.4%
	財団	1,729	162	9.4%
	計	2,541	222	8.7%
都道府県	社団	3,363	76	2.3%
	財団	3,710	167	4.5%
	計	7,073	243	3.4%
合計	社団	4,175	136	3.3%
	財団	5,439	329	6.0%
	計	9,614	465	4.8%
前年合計		9,581	451	4.7%

(7) 職員

公益法人の職員は、公益法人の活動を支えている。

図 1－2－7 職員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

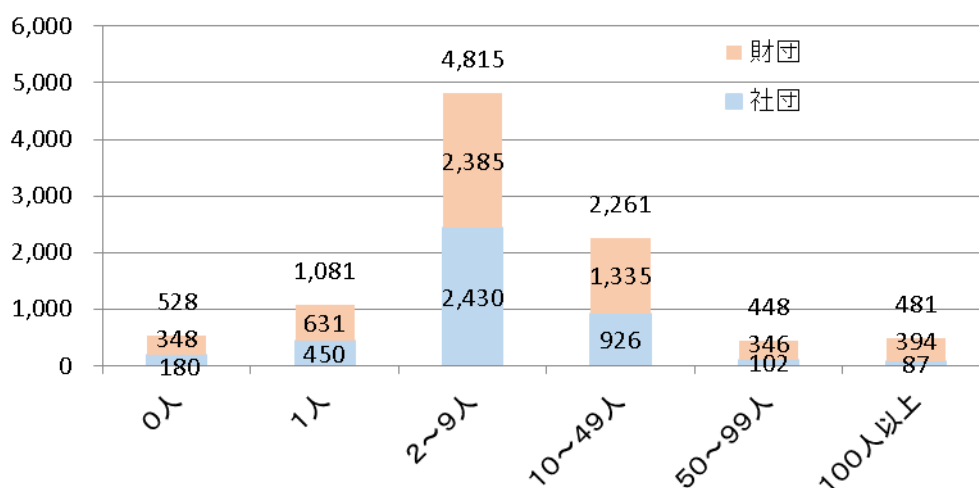


表 1－2－16 職員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	職員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	0人	1人	2～9人	10～ 49人	50～ 99人	100人 以上
内閣府	社団	812	29,066	35.8	5	33	79	457	196	25	22
	財団	1,729	49,881	28.8	4	76	241	869	378	84	81
	計	2,541	78,947	31.1	4	109	320	1,326	574	109	103
都道府県	社団	3,363	54,679	16.3	5	147	371	1,973	730	77	65
	財団	3,710	156,645	42.2	6	272	390	1,516	957	262	313
	計	7,073	211,324	29.9	5	419	761	3,489	1,687	339	378
合計	社団	4,175 (100.0%)	83,745	20.1	5	180 (4.3%)	450 (10.8%)	2,430 (58.2%)	926 (22.2%)	102 (2.4%)	87 (2.1%)
	財団	5,439 (100.0%)	206,526	38.0	5	348 (6.4%)	631 (11.6%)	2,385 (43.8%)	1,335 (24.5%)	346 (6.4%)	394 (7.2%)
	計	9,614 (100.0%)	290,271	30.2	5	528 (5.5%)	1,081 (11.2%)	4,815 (50.1%)	2,261 (23.5%)	448 (4.7%)	481 (5.0%)
前年合計		9,581 (100.0%)	281,128	29.3	5	529 (5.5%)	1,099 (11.5%)	4,785 (49.9%)	2,245 (23.4%)	440 (4.6%)	483 (5.0%)

表 1－2－17 常勤・非常勤別の職員数

	法人数	常勤職員が いる法人数	職員数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
内閣府	2,541	2,193 (86.3%)	78,947	62,441	16,506
都道府県	7,073	6,169 (87.2%)	211,324	161,901	49,423
合計	9,614	8,362 (87.0%)	290,271 (100.0%)	224,342 (77.3%)	65,929 (22.7%)
前年合計	9,581	8,346 (87.1%)	281,128 (100.0%)	216,386 (77.0%)	64,742 (23.0%)

(注) 週 3 日以上法人の業務に従事する者（パート、アルバイトや派遣の形態であっても、1 年以上の長期間勤務（予定も含む。）を含む。）を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

第3章 事業

公益法人は、「公益目的事業を行うことを主たる目的とする」法人である。公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の認定法別表に掲げる種類の事業であって、「不特定かつ多数の者の利益」の増進に寄与するものである。公益法人は、公益目的事業のほか、毎事業年度の公益目的事業比率が50%以上となる範囲で公益目的事業に支障を及ぼさない限り、収益事業等を行うこともできる。ただし、収益事業等による利益の50%以上を公益目的事業に使わなければならない。

1. 事業年度

公益法人は定款に事業年度を記載しなければならない（法人法 § 11 I ⑦、§ 153 I ⑩）。事業年度の期間は1年を超えることができない（法人法施行規則 § 29、§ 64）。

表 1－3－1 事業年度の設定状況（社団・財団別）

		法人数	1月～ 12月	2月～ 1月	3月～ 2月	4月～ 3月	5月～ 4月	6月～ 5月	7月～ 6月	8月～ 7月	9月～ 8月	10月～ 9月	11月～ 10月	12月～ 11月
内閣府	社団	812	55	4	17	671	6	5	24	8	7	12	3	0
	財団	1,729	82	7	9	1,514	9	11	26	13	11	32	4	11
	計	2,541	137	11	26	2,185	15	16	50	21	18	44	7	11
都道府県	社団	3,363	205	4	2	3,071	6	10	43	6	3	4	0	9
	財団	3,710	41	5	8	3,548	7	26	23	13	11	22	4	2
	計	7,073	246	9	10	6,619	13	36	66	19	14	26	4	11
合計	社団	4,175 (100.0%)	260 (6.2%)	8 (0.2%)	19 (0.5%)	3,742 (89.6%)	12 (0.3%)	15 (0.4%)	67 (1.6%)	14 (0.3%)	10 (0.2%)	16 (0.4%)	3 (0.1%)	9 (0.2%)
	財団	5,439 (100.0%)	123 (2.3%)	12 (0.2%)	17 (0.3%)	5,062 (93.1%)	16 (0.3%)	37 (0.7%)	49 (0.9%)	26 (0.5%)	22 (0.4%)	54 (1.0%)	8 (0.1%)	13 (0.2%)
	計	9,614 (100.0%)	383 (4.0%)	20 (0.2%)	36 (0.4%)	8,804 (91.6%)	28 (0.3%)	52 (0.5%)	116 (1.2%)	40 (0.4%)	32 (0.3%)	70 (0.7%)	11 (0.1%)	22 (0.2%)
前年合計		9,581 (100.0%)	382 (4.0%)	19 (0.2%)	34 (0.4%)	8,790 (91.7%)	28 (0.3%)	50 (0.5%)	113 (1.2%)	37 (0.4%)	31 (0.3%)	65 (0.7%)	11 (0.1%)	21 (0.2%)

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

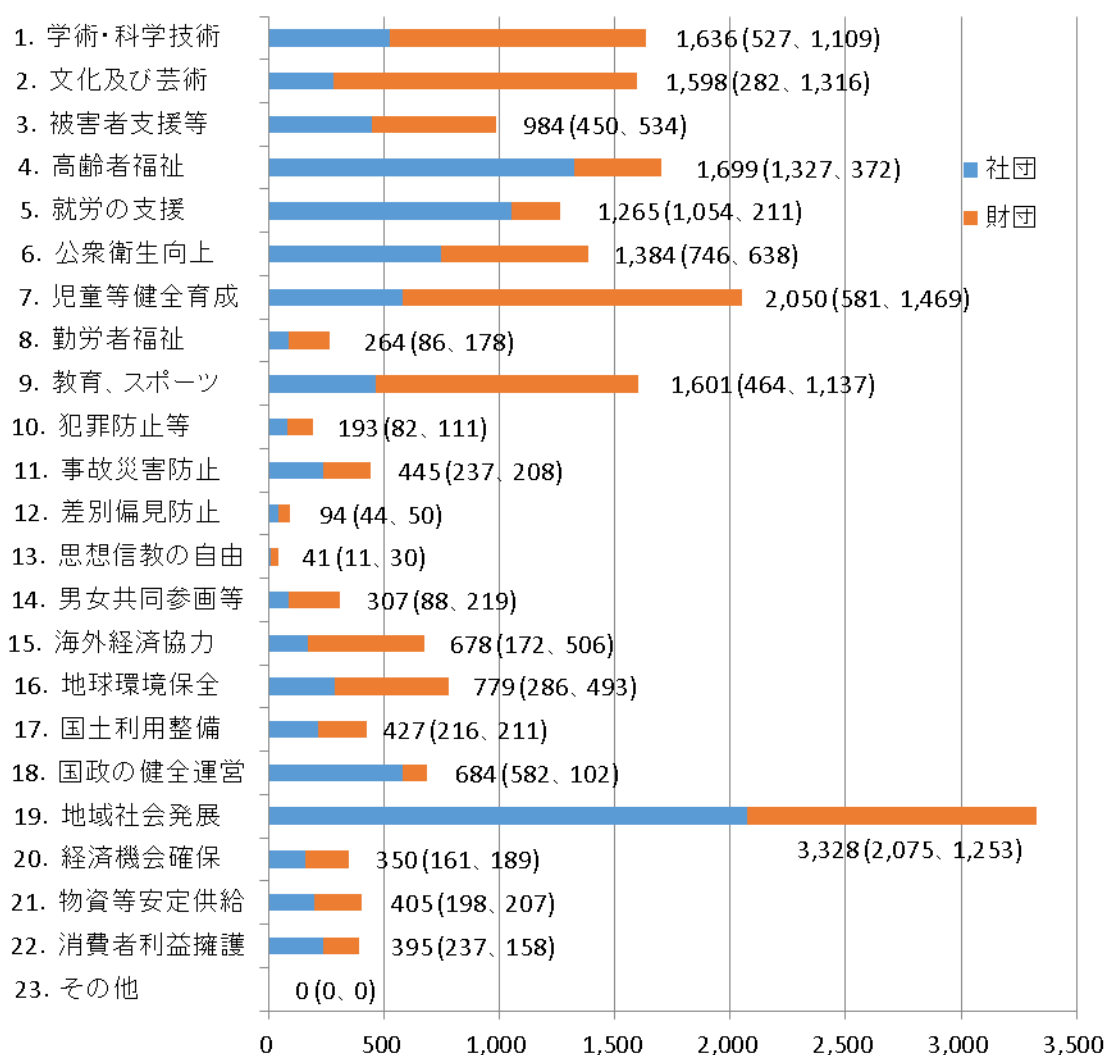
2. 公益目的事業等

(1) 公益目的事業の事業目的

公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう（認定法 § 2④）。認定法の別表は、23（注）の事業目的を挙げている。

（注）「その他」の事業目的を定める政令が定められていないため、実質的には 22 事業目的。

図 1－3－1 公益目的事業の事業目的別（23 事業）の法人数



（注） 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の認定データによる。
以下、表 1－3－2、表 1－3－3、図 1－3－2 について同じ。
2 複数事業を行う法人及び複合目的・類型の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。
以下、表 1－3－2、表 1－3－3、図 1－3－2 について同じ。

社団・財団の別に、公益目的事業の事業目的別にみた法人数を多い順に並べると、上位３位は次のとおりである（表１－３－２）。

順位	計 (9,614 法人)	公益社団法人 (4,175 法人)	公益財団法人 (5,439 法人)
1	地域社会の健全な発展 3,328 法人 (34.6%)	地域社会の健全な発展 2,075 法人 (49.7%)	児童又は青少年の健全な育成 1,469 法人 (27.0%)
2	児童又は青少年の健全な育成 2,050 法人 (21.3%)	高齢者の福祉の増進 1,327 法人 (31.8%)	文化及び芸術の振興 1,316 法人 (24.2%)
3	高齢者の福祉の増進 1,699 法人 (17.7%)	勤労意欲ある者に対する就労 支援 1,054 法人 (25.2%)	地域社会の健全な発展 1,253 法人 (23.0%)

また、行政庁の区分別に、公益目的事業の事業目的別にみた法人数を多い順に並べると、上位３位は次のとおりである（表１－３－２）。

順位	計 (9,614 法人)	内閣府 (2,541 法人)	都道府県 (7,073 法人)
1	地域社会の健全な発展 3,328 法人 (34.6%)	学術及び科学技術の振興 923 法人 (36.3%)	地域社会の健全な発展 2,994 法人 (42.3%)
2	児童又は青少年の健全な育成 2,050 法人 (21.3%)	児童又は青少年の健全な育成 588 法人 (23.1%)	高齢者の福祉の増進 1,544 法人 (21.8%)
3	高齢者の福祉の増進 1,699 法人 (17.7%)	文化及び芸術の振興 528 法人 (20.8%)	児童又は青少年の健全な育成 1,462 法人 (20.7%)

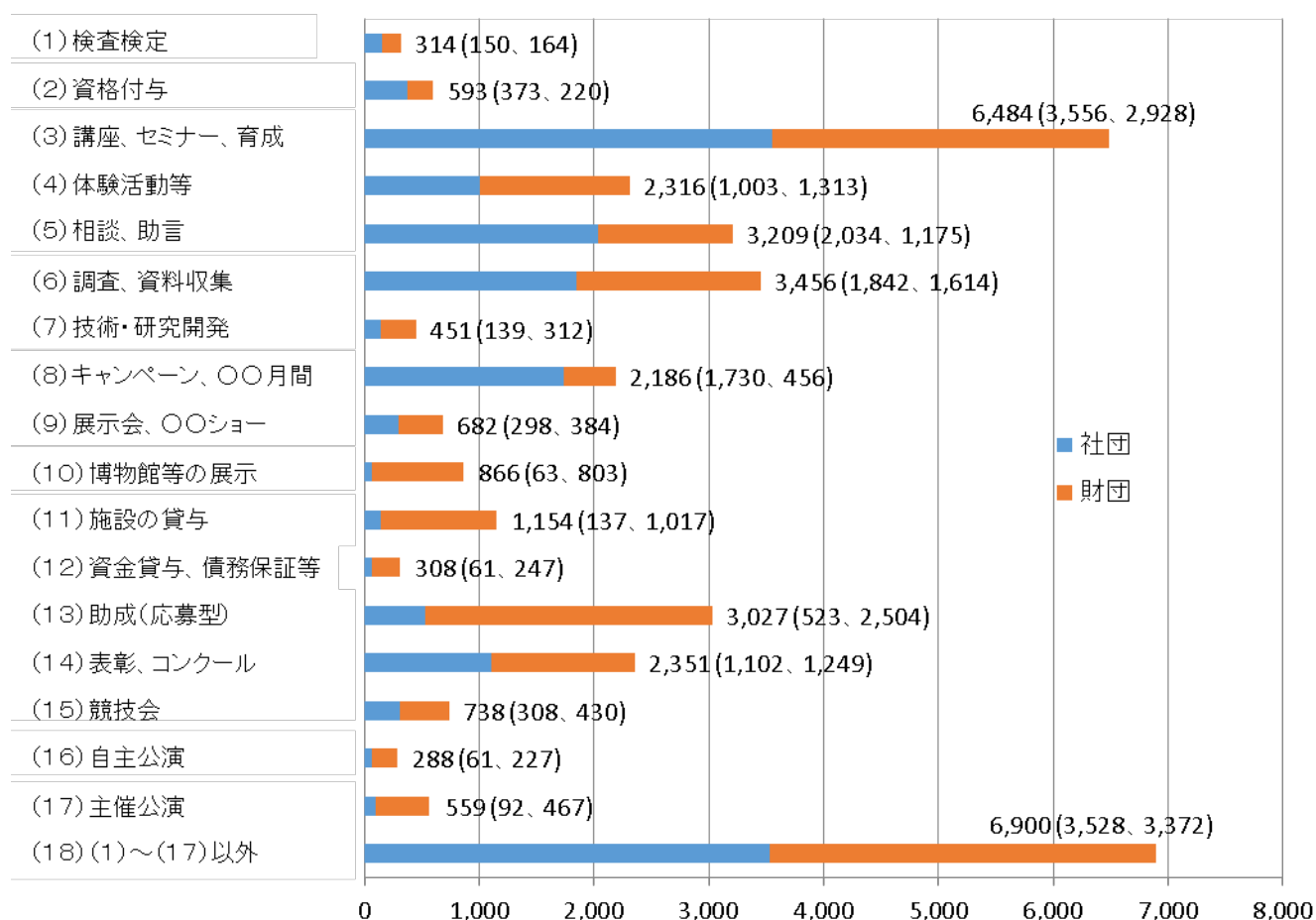
表 1－3－2 公益目的事業の事業目的別（23 事業）の法人数（社団・財団別）

	合計	行政庁の区分別							
		うち社団	うち財団	内閣府	うち社団	うち財団	都道府県	うち社団	うち財団
法人実数	9,614 (100%)	4,175 (100%)	5,439 (100%)	2,541 (100%)	812	1,729	7,073 (100%)	3,363	3,710
1. 学術及び科学技術の振興	1,636 (17.0%)	527 (12.6%)	1,109 (20.4%)	923 (36.3%)	239	684	713 (10.1%)	288	425
2. 文化及び芸術の振興	1,598 (16.6%)	282 (6.8%)	1,316 (24.2%)	528 (20.8%)	162	366	1,070 (15.1%)	120	950
3. 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援	984 (10.2%)	450 (10.8%)	534 (9.8%)	260 (10.2%)	85	175	724 (10.2%)	365	359
4. 高齢者の福祉の増進	1,699 (17.7%)	1,327 (31.8%)	372 (6.8%)	155 (6.1%)	53	102	1,544 (21.8%)	1,274	270
5. 勤労意欲のある者に対する就労の支援	1,265 (13.2%)	1,054 (25.2%)	211 (3.9%)	92 (3.6%)	44	48	1,173 (16.6%)	1,010	163
6. 公衆衛生の向上	1,384 (14.4%)	746 (17.9%)	638 (11.7%)	251 (9.9%)	109	142	1,133 (16.0%)	637	496
7. 児童又は青少年の健全な育成	2,050 (21.3%)	581 (13.9%)	1,469 (27.0%)	588 (23.1%)	145	443	1,462 (20.7%)	436	1,026
8. 勤労者の福祉の向上	264 (2.7%)	86 (2.1%)	178 (3.3%)	51 (2.0%)	20	31	213 (3.0%)	66	147
9. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること	1,601 (16.7%)	464 (11.1%)	1,137 (20.9%)	474 (18.7%)	169	305	1,127 (15.9%)	295	832
10. 犯罪の防止又は治安の維持	193 (2.0%)	82 (2.0%)	111 (2.0%)	41 (1.6%)	14	27	152 (2.1%)	68	84
11. 事故又は災害の防止	445 (4.6%)	237 (5.7%)	208 (3.8%)	165 (6.5%)	95	70	280 (4.0%)	142	138
12. 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶	94 (1.0%)	44 (1.1%)	50 (0.9%)	33 (1.3%)	14	19	61 (0.9%)	30	31
13. 思想及び良心の自由、宗教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護	41 (0.4%)	11 (0.3%)	30 (0.6%)	29 (1.1%)	10	19	12 (0.2%)	1	11
14. 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進	307 (3.2%)	88 (2.1%)	219 (4.0%)	146 (5.7%)	47	99	161 (2.3%)	41	120
15. 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力	678 (7.1%)	172 (4.1%)	506 (9.3%)	428 (16.8%)	123	305	250 (3.5%)	49	201
16. 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備	779 (8.1%)	286 (6.9%)	493 (9.1%)	212 (8.3%)	73	139	567 (8.0%)	213	354
17. 国土の利用、整備又は保全	427 (4.4%)	216 (5.2%)	211 (3.9%)	104 (4.1%)	61	43	323 (4.6%)	155	168
18. 国政の健全な運営の確保に資すること	684 (7.1%)	582 (13.9%)	102 (1.9%)	102 (4.0%)	40	62	582 (8.2%)	542	40
19. 地域社会の健全な発展	3,328 (34.6%)	2,075 (49.7%)	1,253 (23.0%)	334 (13.1%)	127	207	2,994 (42.3%)	1,948	1,046
20. 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上	350 (3.6%)	161 (3.9%)	189 (3.5%)	136 (5.4%)	64	72	214 (3.0%)	97	117
21. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保	405 (4.2%)	198 (4.7%)	207 (3.8%)	105 (4.1%)	44	61	300 (4.2%)	154	146
22. 一般消費者の利益の擁護又は増進	395 (4.1%)	237 (5.7%)	158 (2.9%)	148 (5.8%)	82	66	247 (3.5%)	155	92
23. その他、政令で定めるもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0 (0.0%)	0	0

(2) 公益目的事業の事業類型

公益目的事業は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」でなければならない。この事実があるかどうかを認定するに当たっての留意点として、「公益目的事業のチェックポイント」（平成 20 年 4 月内閣府公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」参考）がある。そこでは、便宜、事業の特性に応じた計 18 種類の事業類型を挙げ、それぞれについて事業の公益性を判断するに当たってのチェックポイントを掲げている。

図 1－3－2 公益目的事業の事業類型別（18 類型）の法人数



社団・財団の別に、公益目的事業の事業類型別にみた法人数を多い順に並べると、上位３位は次のとおりである（表１－３－３）。

順位	計 (9,614 法人)	公益社団法人 (4,175 法人)	公益財団法人 (5,439 法人)
1	講座、セミナー、育成 6,484 法人 (67.4%)	講座、セミナー、育成 3,556 法人 (85.2%)	講座、セミナー、育成 2,928 法人 (53.8%)
2	調査、資料収集 3,456 法人 (35.9%)	相談、助言 2,034 法人 (48.7%)	助成（応募型） 2,504 法人 (46.0%)
3	相談、助言 3,209 法人 (33.4%)	調査、資料収集 1,842 法人 (44.1%)	調査、資料収集 1,614 法人 (29.7%)

また、行政庁の区分別に、公益目的事業の事業類型別にみた法人数を多い順に並べると、上位３位は次のとおりである（表１－３－３）。

順位	計 (9,614 法人)	内閣府 (2,541 法人)	都道府県 (7,073 法人)
1	講座、セミナー、育成 6,484 法人 (67.4%)	講座、セミナー、育成 1,537 法人 (60.5%)	講座、セミナー、育成 4,947 法人 (69.9%)
2	調査、資料収集 3,456 法人 (35.9%)	助成（応募型） 1,113 法人 (43.8%)	相談、助言 2,777 法人 (39.3%)
3	相談、助言 3,209 法人 (33.4%)	調査、資料収集 1,062 法人 (41.8%)	調査、資料収集 2,394 法人 (33.8%)

表 1－3－3 公益目的事業の事業類型別（18 類型）の法人数（社団・財団別）

	合計	行政庁の区分別							
		うち社団	うち財団	内閣府	うち社団	うち財団	都道府県	うち社団	うち財団
法人実数	9,614 (100%)	4,175 (100%)	5,439 (100%)	2,541 (100%)	812	1,729	7,073 (100%)	3,363	3,710
(1) 検査検定	314 (3.3%)	150 (3.6%)	164 (3.0%)	120 (4.7%)	56	64	194 (2.7%)	94	100
(2) 資格付与	593 (6.2%)	373 (8.9%)	220 (4.0%)	377 (14.8%)	240	137	216 (3.1%)	133	83
(3) 講座、セミナー、育成	6,484 (67.4%)	3,556 (85.2%)	2,928 (53.8%)	1,537 (60.5%)	663	874	4,947 (69.9%)	2,893	2,054
(4) 体験活動等	2,316 (24.1%)	1,003 (24.0%)	1,313 (24.1%)	387 (15.2%)	150	237	1,929 (27.3%)	853	1,076
(5) 相談、助言	3,209 (33.4%)	2,034 (48.7%)	1,175 (21.6%)	432 (17.0%)	208	224	2,777 (39.3%)	1,826	951
(6) 調査、資料収集	3,456 (35.9%)	1,842 (44.1%)	1,614 (29.7%)	1,062 (41.8%)	479	583	2,394 (33.8%)	1,363	1,031
(7) 技術開発、研究開発	451 (4.7%)	139 (3.3%)	312 (5.7%)	213 (8.4%)	73	140	238 (3.4%)	66	172
(8) キャンペーン、〇〇月間	2,186 (22.7%)	1,730 (41.4%)	456 (8.4%)	217 (8.5%)	132	85	1,969 (27.8%)	1,598	371
(9) 展示会、〇〇ショー	682 (7.1%)	298 (7.1%)	384 (7.1%)	128 (5.0%)	68	60	554 (7.8%)	230	324
(10) 博物館等の展示	866 (9.0%)	63 (1.5%)	803 (14.8%)	199 (7.8%)	32	167	667 (9.4%)	31	636
(11) 施設の貸与	1,154 (12.0%)	137 (3.3%)	1,017 (18.7%)	152 (6.0%)	28	124	1,002 (14.2%)	109	893
(12) 資金貸与、債務保証等	308 (3.2%)	61 (1.5%)	247 (4.5%)	40 (1.6%)	13	27	268 (3.8%)	48	220
(13) 助成(応募型)	3,027 (31.5%)	523 (12.5%)	2,504 (46.0%)	1,113 (43.8%)	163	950	1,914 (27.1%)	360	1,554
(14) 表彰、コンクール	2,351 (24.5%)	1,102 (26.4%)	1,249 (23.0%)	765 (30.1%)	316	449	1,586 (22.4%)	786	800
(15) 競技会	738 (7.7%)	308 (7.4%)	430 (7.9%)	165 (6.5%)	85	80	573 (8.1%)	223	350
(16) 自主公演	288 (3.0%)	61 (1.5%)	227 (4.2%)	94 (3.7%)	35	59	194 (2.7%)	26	168
(17) 主催公演	559 (5.8%)	92 (2.2%)	467 (8.6%)	74 (2.9%)	17	57	485 (6.9%)	75	410
(18) 上記(1)～(17)の事業 区分に該当しない事業	6,900 (71.8%)	3,528 (84.5%)	3,372 (62.0%)	1,430 (56.3%)	560	870	5,470 (77.3%)	2,968	2,502

第4章 財務

財務状況については、過去1年間に公益法人から提出された事業報告等の内容に基づく。令和2年12月1日時点の公益認定等総合情報システム上の入力確認済みデータを基に集計し、取りまとめている。対象法人数は計9,495法人である。

1. 資産・負債等

(1) 資産

表1-4-1 資産額規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	資産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
内閣府	社団	793	2,331,145	2,940	118	86	148	134	261	56	108
	財団	1,676	16,499,540	9,845	825	47	141	88	376	249	775
	計	2,469	18,830,686	7,627	453	133	289	222	637	305	883
都道府県	社団	3,345	1,904,161	569	48	444	1,261	568	692	154	226
	財団	3,681	7,848,500	2,132	364	73	320	351	1,366	563	1,008
	計	7,026	9,752,661	1,388	138	517	1,581	919	2,058	717	1,234
合計	社団	4,138 (100.0%)	4,235,307	1,024	57	530 (12.8%)	1,409 (34.1%)	702 (17.0%)	953 (23.0%)	210 (5.1%)	334 (8.1%)
	財団	5,357 (100.0%)	24,348,040	4,545	466	120 (2.2%)	461 (8.6%)	439 (8.2%)	1,742 (32.5%)	812 (15.2%)	1,783 (33.3%)
	計	9,495 (100.0%)	28,583,346	3,010	188	650 (6.8%)	1,870 (19.7%)	1,141 (12.0%)	2,695 (28.4%)	1,022 (10.8%)	2,117 (22.3%)
前年合計		9,489 (100.0%)	28,299,015	2,982	189	653 (6.9%)	1,847 (19.5%)	1,156 (12.2%)	2,684 (28.3%)	1,015 (10.7%)	2,134 (22.5%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（令和2年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。
以下、表1-4-2～表1-4-12、図1-4-1～図1-4-4まで同じ。

(2) 負債

表 1－4－2 負債額規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	負債額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
内閣府	社団	793	1,556,806	1,963	18	314	244	83	101	14	37
	財団	1,676	8,520,296	5,084	9	859	334	112	216	52	103
	計	2,469	10,077,102	4,081	12	1,173	578	195	317	66	140
都道府県	社団	3,345	1,174,995	351	9	1,718	989	222	279	49	88
	財団	3,681	2,630,915	715	10	1,827	658	295	529	130	242
	計	7,026	3,805,910	542	10	3,545	1,647	517	808	179	330
合計	社団	4,138 (100.0%)	2,731,801	660	10	2,032 (49.1%)	1,233 (29.8%)	305 (7.4%)	380 (9.2%)	63 (1.5%)	125 (3.0%)
	財団	5,357 (100.0%)	11,151,211	2,082	10	2,686 (50.1%)	992 (18.5%)	407 (7.6%)	745 (13.9%)	182 (3.4%)	345 (6.4%)
	計	9,495 (100.0%)	13,883,012	1,462	10	4,718 (49.7%)	2,225 (23.4%)	712 (7.5%)	1,125 (11.8%)	245 (2.6%)	470 (4.9%)
前年合計		9,489 (100.0%)	13,601,902	1,433	11	4,641 (48.9%)	2,250 (23.7%)	746 (7.9%)	1,122 (11.8%)	240 (2.5%)	490 (5.2%)

(3) 正味財産

正味財産は、公益法人会計基準（平成 20 年）では、指定正味財産、一般正味財産及び基金（法人法 § 131 に基づき設定している場合）に区分することとされている。このうち指定正味財産は、寄附によって受け入れた資産であって、寄附者等の意思により当該資産の用途について制約が課されているものをいう。一般正味財産とは、指定正味財産以外の正味財産（基金を除く。）である。

表 1－4－3 公益法人の正味財産額（社団・財団別）

		法人数	正味財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	指定正味財産 (百万円)	一般正味財産 (百万円)
内閣府	社団	793	774,434	977	87	479,388	294,959
	財団	1,676	7,979,936	4,761	740	5,291,729	2,666,070
	計	2,469	8,754,370	3,546	374	5,771,116	2,961,029
都道府県	社団	3,345	729,249	218	31	252,269	476,146
	財団	3,681	5,222,887	1,419	294	3,376,882	1,843,521
	計	7,026	5,952,136	847	101	3,629,151	2,319,667
合計	社団	4,138	1,503,683	363	37	731,657	771,105
	財団	5,357	13,202,822	2,465	378	8,668,611	4,509,592
	計	9,495	14,706,505	1,549	136	9,400,267	5,280,696
前年合計		9,489	14,696,421	1,549	136	9,275,901	5,419,508

(4) 遊休財産

遊休財産とは、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産をいう。公益法人が、社会経済情勢の変化や、法人に関する状況の変化等に対応しつつ、適切に公益目的事業を実施していくためには、ある程度、自由に使用することができる財産を持つことは必要であり、遊休財産を保有することが直ちに問題となるものではない。しかし、公益目的事業に使用される見込みがない財産が公益法人に過大に蓄積された場合には、財産の死蔵につながり、税制優遇等の趣旨に反するほか、寄附等をした国民の期待にも反することにもなることから、遊休財産は、1年分の公益目的事業費相当額が限度とされている。（認定法 § 16）。

表 1－4－4 公益法人の遊休財産額（社団・財団別）

		法人数	遊休財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)
内閣府	社団	793	126,512	160	30
	財団	1,676	285,473	170	24
	計	2,469	411,985	167	27
都道府県	社団	3,345	171,338	51	17
	財団	3,681	446,408	121	13
	計	7,026	617,746	88	15
合計	社団	4,138	297,850	72	18
	財団	5,357	731,881	137	16
	計	9,495	1,029,731	108	17
前年合計		9,489	1,030,388	109	17

表 1－4－5 遊休財産額の割合別法人数

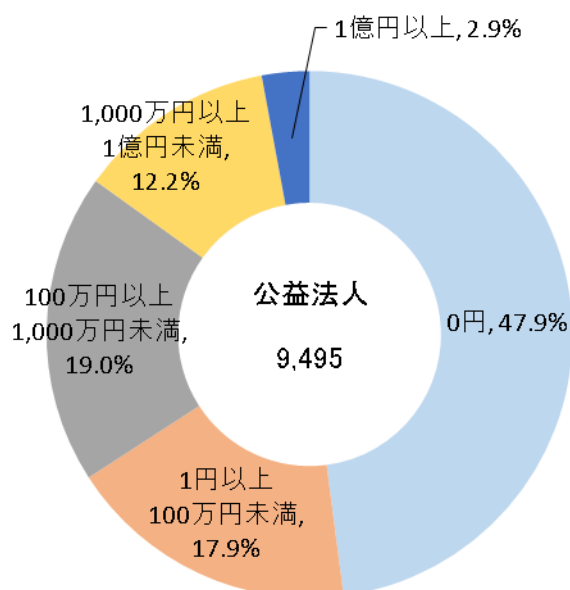
		法人数	遊休財産を 保有してい ない法人数	保有上限額に対する遊休財産額の割合別法人数				上限額を超 過している 法人数
				25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%以下	
内閣府	公社	793	51	208	169	178	169	18
	公財	1,676	118	525	414	319	258	42
	計	2,469	169	733	583	497	427	60
都道府県	公社	3,345	96	1,514	580	493	529	133
	公財	3,681	296	1,426	838	555	402	164
	計	7,026	392	2,940	1,418	1,048	931	297
合計	公社	4,138	147	1,722	749	671	698	151
	公財	5,357	414	1,951	1,252	874	660	206
	計	9,495	561	3,673	2,001	1,545	1,358	357
前年合計		9,489	540	3,726	2,033	1,528	1,343	319

2. 収入・費用等

(1) 寄附金

寄附金は、公益法人の活動を支える重要な財源である。公益法人において、寄附金は、原則として公益目的事業に使用すべき公益目的事業財産となるが、公益目的事業以外に用途が特定された場合には、その内容に従うことになる。

図 1－4－1 寄附金収入額規模別の公益法人の割合



(注) 上記グラフは、公益目的事業に使用すべき寄附金収入額規模別の公益法人割合である。

以下、図1-4-2、図1-4-3について同じ。

図1-4-2 寄附金収入額規模別の
公益法人の割合（社団）

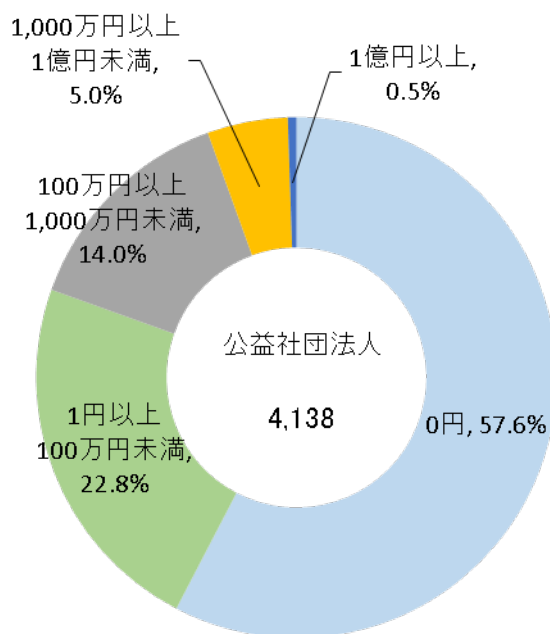


図1-4-3 寄附金収入額規模の
公益法人の割合（財団）

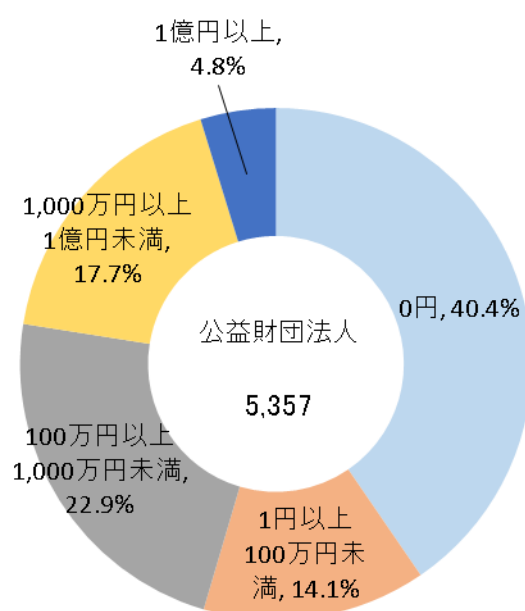


表1-4-6 寄附金収入額規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	寄附金額計 (百万円)	寄附金あり 法人数	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	0円	1円以上 1百万円未満	1百万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上
内閣府	社団	793	21,998	545	40	3	248	158	244	122	21
	財団	1,676	548,045	1,251	438	14	425	140	374	540	197
	計	2,469	570,043	1,796	317	9	673	298	618	662	218
都道府県	社団	3,345	3,750	1,208	3	0.4	2,137	787	335	85	1
	財団	3,681	52,050	1,940	27	2	1,741	617	855	410	58
	計	7,026	55,800	3,148	18	1	3,878	1,404	1,190	495	59
合計	社団	4,138 (100.0%)	25,748	1,753	15	0.4	2,385 (57.6%)	945 (22.8%)	579 (14.0%)	207 (5.0%)	22 (0.5%)
	財団	5,357 (100.0%)	600,095	3,191	75	2	2,166 (40.4%)	757 (14.1%)	1,229 (22.9%)	950 (17.7%)	255 (4.8%)
	計	9,495 (100.0%)	625,843	4,944	54	1	4,551 (47.9%)	1,702 (17.9%)	1,808 (19.0%)	1,157 (12.2%)	277 (2.9%)
前年合計		9,489 (100.0%)	376,923	4,880	77	3	4,609 (48.6%)	1,629 (17.2%)	1,826 (19.2%)	1,129 (11.9%)	296 (3.1%)

(注) 1 平均値及び中央値は、寄附金収入のある法人（4,944法人）についての値である。

2 上記表は、公益目的事業に使用すべき寄附金収入額である。公益目的事業以外に用途が特定される場合を含めた寄附金収入額は、661,677百万円である。

(2) 会費（公益社団法人）

公益社団法人の社員が支払う会費は、会費規定等において使途が指定されていれば当該使途に、使途の指定が無ければ 50%が公益目的事業会計の収益に計上される（認定法施行規則 § 26①）。

表 1－4－7 会費収入のある公益社団法人数

	公益社団法人数	会費収入額計 (百万円)	会費収入のある法人数	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	0円	1円以上 1百万円未満	1百万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上
内閣府	793 (100%)	81,023	700	116	11	93 (11.7%)	79 (10.0%)	257 (32.4%)	291 (36.7%)	73 (9.2%)
都道府県	3,345 (100%)	31,108	2,947	11	2	398 (11.9%)	1,124 (33.6%)	1,317 (39.4%)	463 (13.8%)	43 (1.3%)
合計	4,138 (100%)	112,131	3,647	31	2	491 (11.9%)	1,203 (29.1%)	1,574 (38.0%)	754 (18.2%)	116 (2.8%)
前年合計	4,141 (100%)	109,102	3,655	30	3	486 (11.7%)	1,189 (28.7%)	1,589 (38.4%)	760 (18.4%)	117 (2.8%)

(3) 公益目的事業費用

公益目的事業費用は、正味財産増減計算書の費用に計上される。

図 1－4－4 公益目的事業費用額の分布

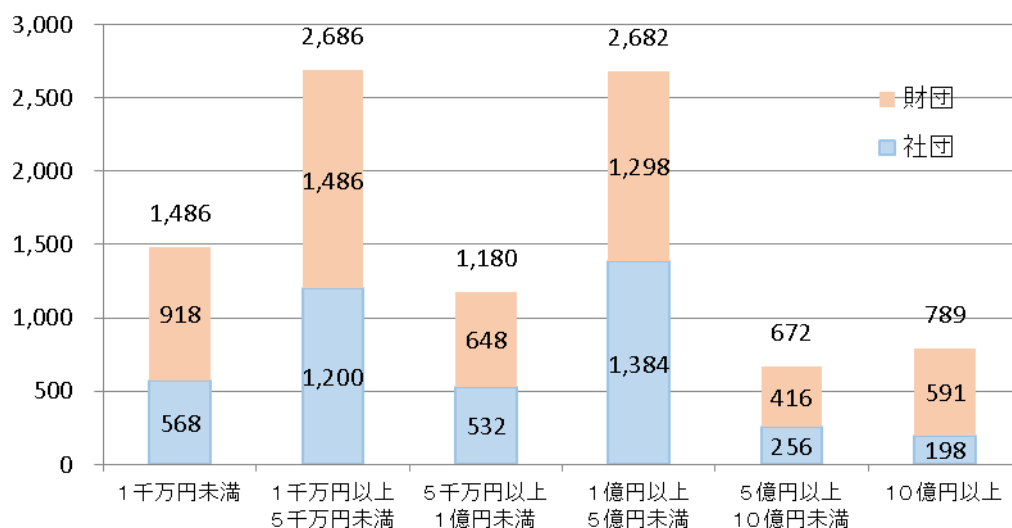


表 1－4－8 公益目的事業費用額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上5億円 未満	5億円 以上10億円 未満	10億円 以上
内閣府	社団	793	615,755	776	84	58	237	144	250	51	53
	財団	1,676	1,589,177	948	83	197	470	245	479	115	170
	計	2,469	2,204,932	893	83	255	707	389	729	166	223
都道府県	社団	3,345	858,417	257	73	510	963	388	1,134	205	145
	財団	3,681	1,985,522	539	60	721	1,016	403	819	301	421
	計	7,026	2,843,939	405	66	1,231	1,979	791	1,953	506	566
合計	社団	4,138 (100.0%)	1,474,172	356	76	568 (13.7%)	1,200 (29.0%)	532 (12.9%)	1,384 (33.4%)	256 (6.2%)	198 (4.8%)
	財団	5,357 (100.0%)	3,574,699	667	67	918 (17.1%)	1,486 (27.7%)	648 (12.1%)	1,298 (24.2%)	416 (7.8%)	591 (11.0%)
	計	9,495 (100.0%)	5,048,871	532	71	1,486 (15.7%)	2,686 (28.3%)	1,180 (12.4%)	2,682 (28.2%)	672 (7.1%)	789 (8.3%)
前年合計		9,489 (100.0%)	4,811,588	507	71	1,488 (15.7%)	2,655 (28.0%)	1,208 (12.7%)	2,692 (28.4%)	669 (7.1%)	777 (8.2%)

（４）公益目的事業収入

公益目的事業収入は、正味財産増減計算書の収益に計上される。

表 1－4－9 公益目的事業収入額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	公益目的事業 収入額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	収入なし	1千万円 未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上5億円 未満	5億円 以上10億円 未満	10億円 以上
内閣府	社団	793	379,895	479	34	57	183	215	118	167	28	25
	財団	1,676	830,792	496	1	716	297	189	95	208	62	109
	計	2,469	1,210,687	490	9	773	480	404	213	375	90	134
都道府県	社団	3,345	696,462	208	36	304	1,032	461	321	958	158	111
	財団	3,681	1,607,370	437	16	821	853	579	262	607	215	344
	計	7,026	2,303,833	328	23	1,125	1,885	1,040	583	1,565	373	455
合計	社団	4,138 (100.0%)	1,076,358	260	35	361 (8.7%)	1,215 (29.4%)	676 (16.3%)	439 (10.6%)	1,125 (27.2%)	186 (4.5%)	136 (3.3%)
	財団	5,357 (100.0%)	2,438,162	455	10	1,537 (28.7%)	1,150 (21.5%)	768 (14.3%)	357 (6.7%)	815 (15.2%)	277 (5.2%)	453 (8.5%)
	計	9,495 (100.0%)	3,514,520	370	18	1,898 (20.0%)	2,365 (24.9%)	1,444 (15.2%)	796 (8.4%)	1,940 (20.4%)	463 (4.9%)	589 (6.2%)
前年合計		9,489 (100.0%)	3,503,572	369	19	1,854 (19.5%)	2,344 (24.7%)	1,450 (15.3%)	819 (8.6%)	1,983 (20.9%)	456 (4.8%)	583 (6.1%)

(5) 収支相償

収支相償とは、公益法人が行う公益目的事業について、事業に係る収入がその実施に要する費用を償う額を超えないという基準である（認定法 § 5 ⑥及び § 14）。これは、必ず単年度で収支を均衡させなくてはならない、というものではなく、中長期的に収支が均衡することを求めるものである。

したがって、費用を超えた収益については、①特定費用準備資金の積立（例：将来の公益目的事業の拡大）、②資産取得資金の積立（例：公益目的に使用する建物の修繕積立金）、③当期の公益目的保有財産の取得（例：公益目的に使用する什器備品（例：医療機器）の購入）等により、中長期的に収支が均衡することが確認されれば、収支相償を満たすものとされる。

○剰余金解消計画を翌年度中に作成する運用について

収支相償の判定で剰余金が発生した場合、基本的には、翌事業年度の公益目的事業に費消することが想定されるが、多額の剰余金が生じる場合など特別な事情が生じる場合も想定されるため、翌年度に検討スケジュール及び翌々年度の具体的な計画を提出し、計画的に事業拡大等を行うという運用が認められる。

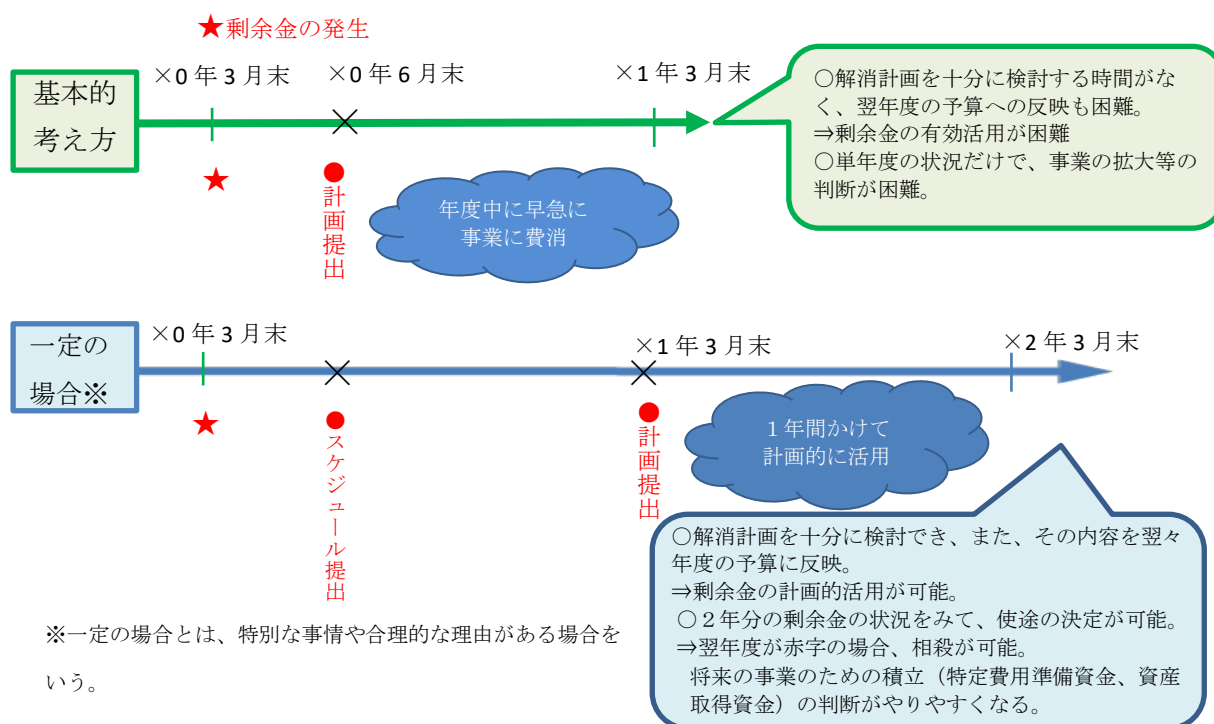


表 1－4－10 収支相償の規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	△1千万円未満	△1千万円以上0円以下	1円以上1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上	中央値 (円)
内閣府	社団	793	180	464	110	24	7	8	△ 2,265,125
	財団	1,676	423	933	172	90	22	36	△ 1,414,609
	計	2,469	603	1,397	282	114	29	44	△ 1,715,082
都道府県	社団	3,345	209	2,087	888	131	15	15	△ 303,580
	財団	3,681	464	2,157	698	220	55	87	△ 211,084
	計	7,026	673	4,244	1,586	351	70	102	△ 251,356
合計	社団	4,138 (100.0%)	389 (9.4%)	2,551 (61.6%)	998 (24.1%)	155 (3.7%)	22 (0.5%)	23 (0.6%)	△ 475,656
	財団	5,357 (100.0%)	887 (16.6%)	3,090 (57.7%)	870 (16.2%)	310 (5.8%)	77 (1.4%)	123 (2.3%)	△ 397,727
	計	9,495 (100.0%)	1,276 (13.4%)	5,641 (59.4%)	1,868 (19.7%)	465 (4.9%)	99 (1.0%)	146 (1.5%)	△ 506,031
前年合計		9,489 (100.0%)	1,190 (12.5%)	5,856 (61.7%)	1,773 (18.7%)	413 (4.4%)	101 (1.1%)	156 (1.6%)	△ 460,930

(注) 上記表において、収支－費用の額がプラスとなっている法人の中には、剰余金の解消計画の情報を含めて考慮すれば、収支相償を満たす法人も含まれている。

(6) 公益目的事業比率

公益法人は、「公益目的事業を行うことを主たる目的とする」ものとされている（認定法 § 5①）。毎事業年度における公益目的事業比率（法人の経常費用全体に占める公益目的事業に係る経常費用の比率）が 50%以上になるように公益目的事業を行わなければならない（認定法 § 5⑧、§ 15）。

なお、図 1－4－5 において、公益目的事業比率が 50%未満の法人であっても、年度途中の分ち決算の関係で 50%を下回ることになったケースや、令和 2 年 12 月 1 日時点において事業報告等の記載誤りが未訂正である場合もありうることに留意が必要である。

図 1－4－5 公益目的事業比率別の法人数（社団・財団別）

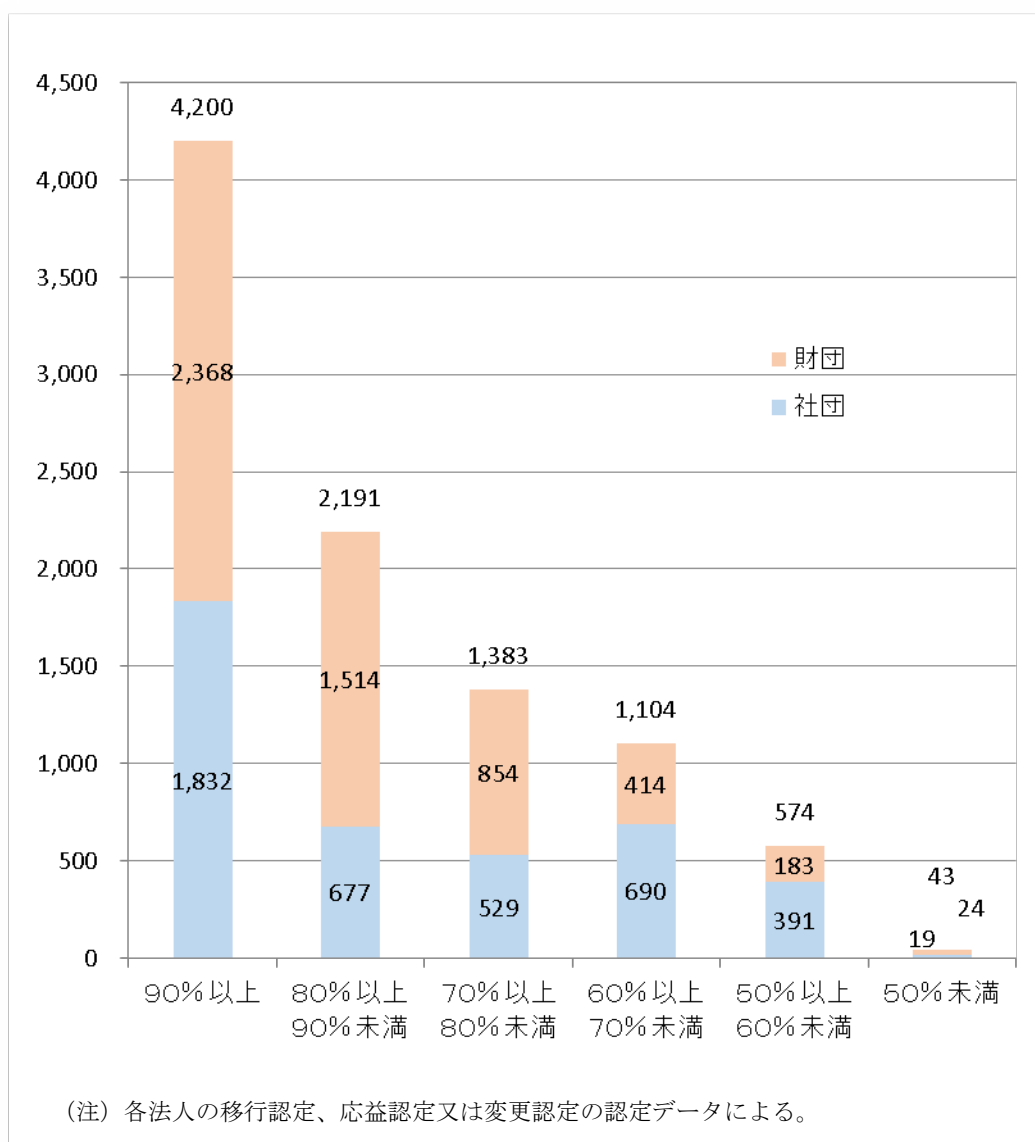


表 1－4－11 公益目的事業比率別の法人数（社団・財団別）

		法人数	90%以上	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	50%以上 60%未満	50%未満	中央値 (%)
内閣府	社団	793	224	269	152	104	44	0	84.0
	財団	1,676	723	512	262	113	60	6	88.2
	計	2,469	947	781	414	217	104	6	86.8
都道府県	社団	3,345	1,608	408	377	586	347	19	88.2
	財団	3,681	1,645	1,002	592	301	123	18	88.3
	計	7,026	3,253	1,410	969	887	470	37	88.3
合計	社団	4,138 (100.0%)	1,832 (44.3%)	677 (16.4%)	529 (12.8%)	690 (16.7%)	391 (9.4%)	19 (0.5%)	86.6
	財団	5,357 (100.0%)	2,368 (44.2%)	1,514 (28.3%)	854 (15.9%)	414 (7.7%)	183 (3.4%)	24 (0.4%)	88.3
	計	9,495 (100.0%)	4,200 (44.2%)	2,191 (23.1%)	1,383 (14.6%)	1,104 (11.6%)	574 (6.0%)	43 (0.5%)	87.8
前年合計		9,489 (100.0%)	4,200 (44.3%)	2,192 (23.1%)	1,401 (14.8%)	1,073 (11.3%)	582 (6.1%)	41 (0.4%)	87.7

（７）収益事業等

公益法人が健全な運営を維持し、公益目的事業を積極的に行うためには、そのための収入が必要である。公益法人には、収入確保の一方法として収益事業を行うことが認められている。また、このほかに、法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業（その他の事業）を行うことも認められている。これらの収益事業等については、法は、公益目的事業と区分して経理を行うことを求めている（認定法 § 19）。

収益事業等については、公益目的事業比率の制約の他に収益事業等で上げた利益の 50%以上は、公益目的事業のために使わなければならない（認定法 § 18 ④、認定法施行規則 § 24）。

表 1－4－12 収益事業等を実施している法人数（社団・財団別）

		法人数	収益事業等を実施 している法人数	割合 (%)
内閣府	社団	793	398	50.2%
	財団	1,676	473	28.2%
	計	2,469	871	35.3%
都道府県	社団	3,345	1,844	55.1%
	財団	3,681	1,717	46.6%
	計	7,026	3,561	50.7%
合計	社団	4,138	2,242	54.2%
	財団	5,357	2,190	40.9%
	計	9,495	4,432	46.7%

第5章 税制

『民による公益の増進』を図るため、公益法人には各種の税制上の優遇措置が設けられている。これらは大きく分けると、公益法人の事業に対する税制上の優遇措置と寄附者に対する税制上の優遇措置の2つに分けられる。

1. 公益法人の事業に対する税制上の優遇措置

(1) 公益目的事業の非課税の特例（法人税）

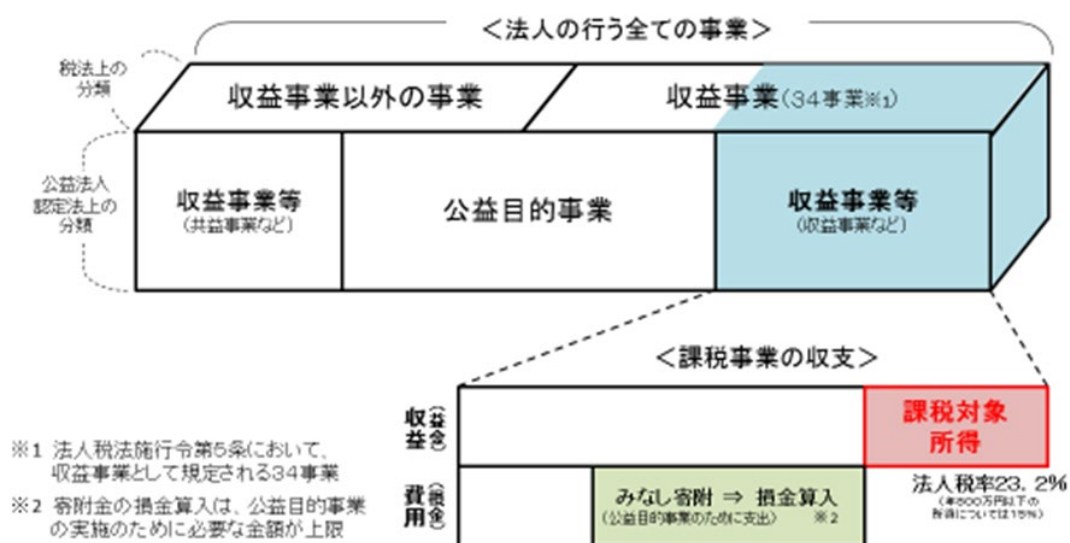
公益法人は、法人税法上の「収益事業」（34 種類）から生じた所得のみに対して課税される。ただし、法人税法上の収益事業であっても、認定法上の公益目的事業として認定を受けた事業は非課税となる。法人税率は、23.2%（所得金額年 800 万円以下の場合は 15%）となっている（法人税法 § 2 ⑬、§ 4 I、§ 7、§ 66 I～Ⅲ、租税特別措置法 § 42 の 3 の 2、法人税法施行令 § 5）。

(2) みなし寄附金の損金算入の特例（法人税）

公益法人は、収益事業に属する資産のうちから自らが行う公益目的事業のために支出した金額については、その収益事業に係る寄附金の額とみなすこととされている（法人税法 § 37 V）。

なお、公益法人の寄附金の損金算入限度額については、みなし寄附金がない場合には、その事業年度の所得金額の 100 分の 50 に相当する金額とされている（法人税法 § 37 I、法人税法施行令 § 73 I ③）。また、その事業年度の所得金額の 100 分の 50 に相当する金額を超える額のみなし寄附金がある場合には、公益目的事業の実施のために必要な金額（その金額がみなし寄附金を超えるときは、そのみなし寄附金に相当する金額）とされている（法人税法施行令 § 73 の 2）。

【参考】公益法人が行う事業に対する課税関係のイメージ



(3) 利子・配当等に係る所得税の非課税の特例（所得税）

公益法人が支払いを受ける一定の利子・配当等に係る源泉所得税については、非課税とされている（所得税法 § 11 I）。

(4) 消費税制上の特定収入に該当しない寄附金に係る特例

平成 25 年度の税制改正により、公益法人が募集する寄附金のうち、その全額を消費税制上の課税仕入れ以外の支出（助成費など）のためにのみ使用することや期間を限定して募集することなど、一定の要件を満たしていることについて当該寄附金の募集要項等で明らかにした上で、それらについて寄附金の募集を開始する前に行政庁の確認を受けた場合には、当該寄附金収入は消費税制上の特定収入に該当しないこととされた。

この税制改正以前は、その全額を助成に充てるために募集する寄附金であっても、総収入に占める寄附金収入の割合に応じて、その一部が消費税制上の課税仕入れに充てられたものとみなされ、実質的には、当該寄附金の一部に消費税が課されるのと同じ結果となっていた。この改正により、公益法人は、消費税を負担することなく当該確認を受けた寄附金の全額を助成費等に充てることができることとなった（消費税法施行令 § 75）。なお、この制度は、平成 26 年 4 月 1 日以降に募集を開始する寄附金から適用されている。

（５）特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税についての特例

平成 28 年度の税制改正により、公益法人が実施する、経済的理由により修学困難な高等学校、大学等の生徒又は学生に対する無利息その他一定の条件で行われる奨学金貸与事業（文部科学大臣の確認を受けたものに限る）に係る消費貸借契約書に、印紙税が課されない旨の表示がある場合には、消費貸借契約書に係る印紙税を非課税とする特例が設けられた（租税特別措置法 § 91 の 3）。

この特例は、平成 28 年 4 月 1 日以降の文部科学大臣が確認した日付から平成 34 年（令和 4 年）3 月 31 日までの間に作成されるものについて適用される。

（６）特定の用に供する不動産等に係る地方税の非課税

公益法人が取得する不動産のうち、特定の用に供するものについては、不動産取得税が非課税となる（地方税法 § 73 の 4）。

また、公益法人が保有する固定資産のうち、特定の用に供するものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税となる（地方税法 § 348、§ 702 の 2）。

（注）非課税となる不動産又は固定資産とは、例えば、図書館・博物館において直接その用に供するものや、学術の研究を目的とする法人が直接その研究の用に供するもの等である（それぞれの税において、非課税の対象資産は異なる）。

２．寄附者に対する税制上の優遇措置

（１）個人が支出する寄附金についての特例

ア．所得控除（所得税）

公益法人は、全て税法上の「特定公益増進法人」（注）に該当し、全ての公益法人への寄附が所得控除の対象となる。

個人が、特定公益増進法人に対して寄附金を支出した場合、寄附者は寄附金の額（所得金額の 40%相当額が上限）から 2,000 円を控除した金額について寄附金控除（所得控除）を受けることができる（所得税法 § 78）。

（注）「特定公益増進法人」とは、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして所得税法施行令 § 217 又は法人税法施行令 § 77 において列挙されている法人をいう。

イ. 税額控除（所得税）

個人が、運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件（注）を満たしていることの証明を受けた公益法人に対して寄附金を支出した場合、寄附金の額（原則として所得金額の40%相当額が上限）から2,000円を控除した金額の40%相当額（その年分の所得税額の25%相当額が上限）について所得税額の特別控除（税額控除）を受けることができる（租税特別措置法 § 41 の 18 の 3、租税特別措置法施行令 § 26 の 28 の 2）。

税額控除が適用される公益法人に対し寄附をした場合には、寄附者は所得控除又は税額控除のいずれかを選択して、その適用を受けることができる。

（注）いわゆるパブリックサポートテスト（P S T要件）であり、公益法人が受け入れた寄附金の過去の実績において、次の要件のいずれかを満たすことが必要である。

〈要件1：絶対値要件〉実績判定期間における3,000円以上の寄附者数が1年当たり100人以上。なお、平成28年度から、各事業年度の公益目的事業費用等の額の合計額が1億円に満たない場合は、寄附者数の要件が公益目的事業費用等の額の合計額を1億円で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上、かつ当該寄附者からの寄附金額が平均して年に30万円以上であることとされた。

〈要件2：相対値要件〉実績判定期間における「受入寄附金総額／総収入額」が20%以上。

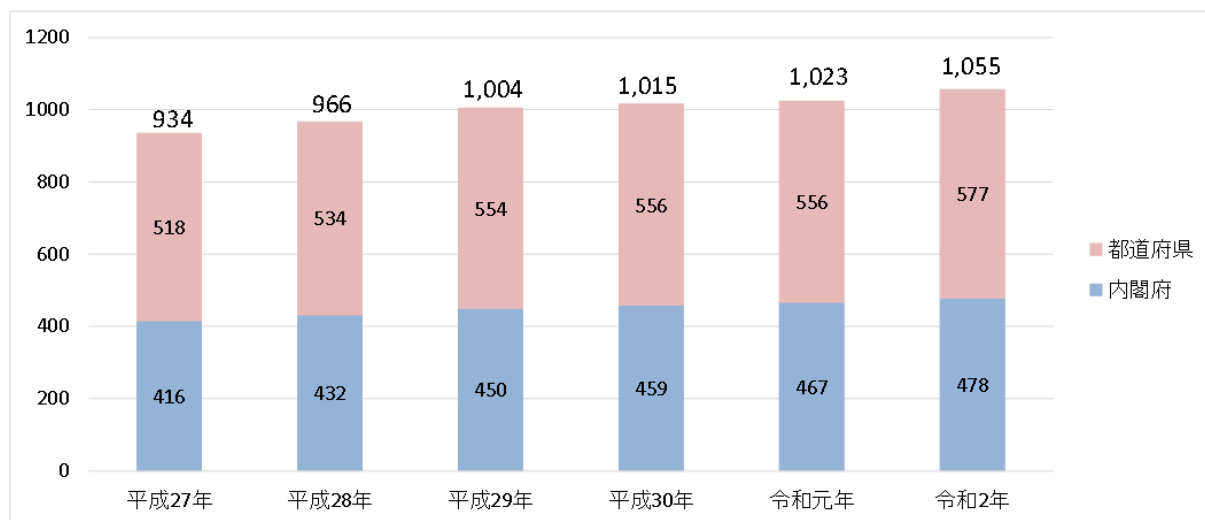
表1－5－1 各年12月1日現在の税額控除対象法人数（社団・財団別）

		平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
内閣府	社団	110	122	123	126	130	131
	財団	306	310	327	333	337	347
	合計	416	432	450	459	467	478
都道府県	社団	103	110	109	118	121	128
	財団	415	424	445	438	435	449
	合計	518	534	554	556	556	557
合計	社団	213	232	232	244	251	259
	財団	721	734	772	771	772	796
	合計	934	966	1,004	1,015	1,023	1,055

（注）各年12月1日現在、公益認定等総合情報システム上で証明手続が完了している法人数。

以下、図1－5－1について同じ。

図 1－5－1 各年 12 月 1 日現在の税額控除対象法人数



ウ. 個人住民税の控除

個人が都道府県及び市区町村が条例により指定した公益法人に対して寄附金を支出した場合、寄附金の額（所得金額の 30%相当額が上限）から 2,000 円を控除した金額について、都道府県指定の寄附金は 4 %相当額（政令指定都市在住の者の場合は 2 %相当額）、市区町村指定の寄附金は 6 %相当額（政令指定都市在住の者の場合は 8 %相当額）、都道府県及び市区町村の両方から指定されている場合は合計 10%相当額を、特別控除（税額控除）することができる（地方税法 § 37 の 2、§ 314 の 7）。

（2）法人が支出する寄附金についての特例（法人税）

会社などの法人が特定公益増進法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられている。両限度額を合算した額が、その法人の損金算入限度額とされる（法人税法施行令 § 77 の 2）。

特別損金算入限度額	$(\text{所得金額の } 6.25\% + \text{資本金等の額の } 0.375\%) \times 1 / 2$
一般寄附金の損金算入限度額	$(\text{所得金額の } 2.5\% + \text{資本金等の額の } 0.25\%) \times 1 / 4$

（３）財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例

個人が公益法人に財産の寄附をした場合、その寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、譲渡所得等に係る所得税が非課税となる特例（注１）が設けられている（一般特例。租税特別措置法 § 40）。

一般特例とは別に、一定の要件の下、申請書を提出した日から原則として 1 か月以内に国税庁長官の承認又は不承認の決定がなかったときは、国税庁長官による承認があったものとみなされる承認手続の特例（承認特例）が設けられており、平成 29 年度税制改正において、その対象となる公益法人等の範囲が拡充され、公益社団法人や公益財団法人等において、寄附財産が不可欠特定財産とされるなど一定の要件を満たす場合にも、承認特例の対象とされることとなった。さらに、平成 30 年度税制改正においては、公益社団法人及び公益財団法人など一定の公益法人等が、行政庁の証明を受けた基金を設け、寄附財産を当該基金に組み入れる方法により管理する場合についても承認特例の対象とする措置が講じられるとともに、一般特例の適用を受けた寄附財産を当該基金に組み入れ、その後買換えにより別な資産を取得する等一定の要件を満たすときは、寄附財産を公益目的事業の用に直接供した期間にかかわらず、非課税承認を継続することができる特例が創設された。

また、相続税については、個人が公益法人に相続財産を寄附した場合、相続税の申告書に非課税の特例の適用を受ける旨を記載するとともに寄附した財産の明細書等を添付することで、相続税が非課税となる特例（注２）が設けられている（租税特別措置法 § 70）。

（注１） 寄附を受けた法人が、当該寄附から 2 年を経過した日までに当該財産を公益目的事業に用いていないなど承認要件に該当しなくなった場合には、承認が取り消され、

「寄附者」（承認の取り消しを受けた際に、公益法人が公益目的事業の用に供していた場合には「公益法人」）に所得税が課税される。

（注２） 寄附を受けた法人が、当該財産を寄附から 2 年を経過した日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合等には、相続人に相続税が課税される。

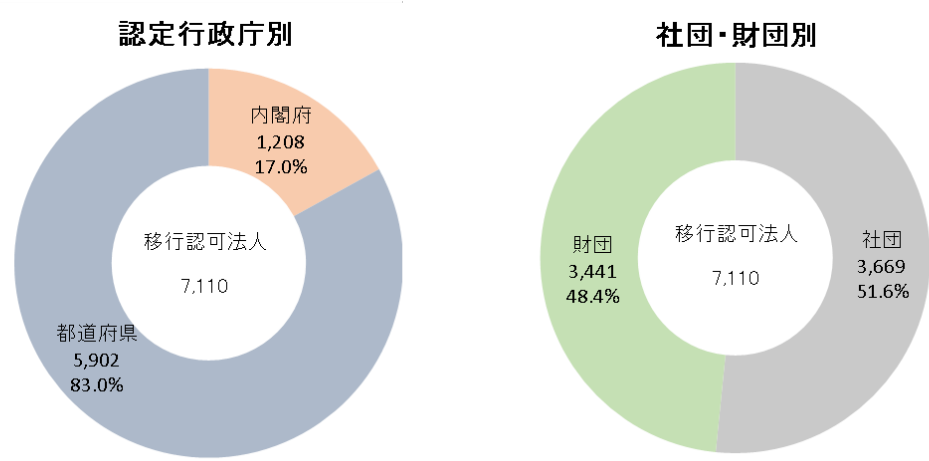
補章 1 移行法人の概況

「移行法人」とは、行政庁から移行認可を受けて特例民法法人から一般法人に移行した法人のうち、移行時に純資産相当額があり、公益目的支出計画を実施中の法人をいう。移行法人は一般法人であり、「公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内」において移行認可を行った行政庁が監督を行う。

第 1 節 法人数等

1. 移行法人数

図 1－6－1 行政庁別及び社団・財団別の移行法人数



(注) 令和 2 年 12 月 1 日現在。
以下、表 1－6－1、1－6－2 について同じ。

表 1－6－1 行政庁別及び社団・財団別の移行法人数とその割合

	合計		一般社団法人	一般財団法人
内閣府	[17.%]	1,208 (100.0%)	434 (35.9%)	774 (64.1%)
都道府県	[83.%]	5,902 (100.0%)	3,235 (54.8%)	2,667 (45.2%)
合計	[100.0%]	7,110 (100.0%)	3,669 (51.6%)	3,441 (48.4%)
前年合計	[100.0%]	7,539 (100.0%)	3,972 (52.7%)	3,567 (47.3%)

表 1－6－2 各年 12 月 1 日時点の移行法人数（社団・財団別）

		平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
内閣府	社団	890	816	689	559	488	434
	財団	919	900	871	826	797	774
	計	1,809	1,716	1,560	1,385	1,285	1,208
都道府県	社団	5,044	4,619	4,170	3,799	3,484	3,235
	財団	3,123	3,034	2,953	2,869	2,770	2,667
	計	8,167	7,653	7,123	6,668	6,254	5,902
合計	社団	5,934	5,435	4,859	4,358	3,972	3,669
	財団	4,042	3,934	3,824	3,695	3,567	3,441
	計	9,976	9,369	8,683	8,053	7,539	7,110

2. 公益目的支出計画の完了等

（1）公益目的支出計画の完了

公益目的支出計画を作成して移行認可を受けた法人のうち、公益目的支出計画の実施を完了し、行政庁の確認を得たものを「支出計画完了法人」（注）という。

移行法人が公益認定を受けた場合、又は移行法人の合併により新設され若しくは存続することとなる法人が公益法人である場合には、法の規定により公益目的支出計画は完了したものとみなされる（整備法 § 132 I、§ 126 V）。

なお、移行法人が合併した場合であって、合併後に新設され又は存続することとなる法人が公益法人以外のときは、公益目的支出計画の義務は、新設又は存続する法人に引き継がれる（整備法 § 126 III、IV）。

（注）移行認可を受けた後、公益目的財産額の確定手続の段階で同財産額が 0 円以下となった法人もここに含む（移行認可の申請後も特例民法法人は事業活動を継続しており、移行申請の際に用いた決算書類の事業年度と移行後の財産額確定時点までの間には 1 事業年度以上が経過することが通常であるので、それに応じて財産額が変動する。）。

表 1－6－3 年度別の支出計画完了等法人数（社団・財団別）

			平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
内閣府	社団	計画完了	177	35	126	125	67	52
		みなし完了	1	1	0	0	0	1
	財団	計画完了	26	9	28	41	26	19
		みなし完了	1	3	0	0	2	0
	合計	計画完了	203	44	154	166	93	71
		みなし完了	2	4	0	0	2	1
都道府県	社団	計画完了	392	367	434	352	298	241
		みなし完了	4	7	3	0	3	2
	財団	計画完了	64	63	60	66	81	75
		みなし完了	7	5	2	0	5	6
	合計	計画完了	456	430	494	418	379	316
		みなし完了	11	12	5	0	8	8
合計	社団	計画完了	569	402	560	477	365	293
		みなし完了	5	8	3	0	3	3
	財団	計画完了	90	72	88	107	107	94
		みなし完了	8	8	2	0	7	6
	合計	計画完了	659	474	648	584	472	387
		みなし完了	13	16	5	0	10	9
総計(計画完了＋みなし完了)			672	490	653	584	482	396

(注) 表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

以下、表 1－6－4 について同じ。

(2) 解散

移行法人が解散した場合には、清算手続において残余財産のうち公益目的財産残額相当額を行政庁の承認を受けて類似目的の他の公益法人等に帰属させなければならない（整備法 § 130）。

表 1－6－4 年度別の解散届出件数

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年
内閣府	2	0	1	3	2	3
都道府県	5	10	10	8	16	17
合計	7	10	11	11	18	20

第2節 公益目的財産額等

1. 公益目的財産額

移行法人は、貸借対照表の純資産額を基礎として算定した「公益目的財産額」(注)を「公益目的支出計画」により公益目的に費消し、その計算上の残額(公益目的財産残額)が0円以下になる(支出計画の完了)まで実施する必要がある(整備法§119、§123 I)。この間、移行法人は、毎事業年度の終了後3か月以内に、行政庁に公益目的支出計画実施報告書を提出することとされている(整備法§127)。

「公益目的財産額」は、移行認可を受けた後、移行日の前日時点で作成した貸借対照表に基づき確定する。

(注) 法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として、土地や有価証券を時価評価する等の一定の調整を行い、算定する(整備法§119 I、整備法施行規則§14)。

表1-6-5 公益目的財産額規模別の法人数(社団・財団別)

		法人数	財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
内閣府	社団	432	2,133,931	4,940	308	15	59	47	145	56	110
	財団	771	2,625,332	3,405	886	7	36	38	200	133	357
	計	1,203	4,759,263	3,956	598	22	95	85	345	189	467
都道府県	社団	3,194	1,173,882	368	89	338	826	508	979	274	269
	財団	2,643	1,770,020	670	163	64	459	436	1,047	272	365
	計	5,837	2,943,902	504	122	402	1,285	944	2,026	546	634
合計	社団	3,626 (100.0%)	3,307,813	912	103	353 (9.7%)	885 (24.4%)	555 (15.3%)	1,124 (31.0%)	330 (9.1%)	379 (10.5%)
	財団	3,414 (100.0%)	4,395,352	1,287	221	71 (2.1%)	495 (14.5%)	474 (13.9%)	1,247 (36.5%)	405 (11.9%)	722 (21.1%)
	計	7,040 (100.0%)	7,703,165	1,094	153	424 (6.0%)	1,380 (19.6%)	1,029 (14.6%)	2,371 (33.7%)	735 (10.4%)	1,101 (15.6%)
前年合計		7,462 (100.0%)	7,612,846	1,020	142	504 (6.8%)	1,520 (20.4%)	1,108 (14.8%)	2,467 (33.1%)	747 (10.0%)	1,116 (15.0%)

(注) 公益目的支出計画実施報告書(令和2年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

以下、表1-6-6、図1-6-2について同じ。

2. 年間公益目的支出額

「公益の目的のために支出する」ものとして公益目的支出計画の支出の対象となる事業等には3種類ある(整備法§119 II)。公益目的財産額を有する法人は、移行認可の申請の際に、これら3種類の事業等により公益目的支出計画を作成し、行政庁から移行認可を受ける必要がある。

- ア 公益目的事業 公益法人の公益目的事業の基準に適合する同等内容の事業
- イ 特定寄附 公益法人の清算の際の残余財産の贈与先の範囲として認定法が定める公益法人等に対する寄附
- ウ 継続事業 特例民法法人の時から継続して行っている事業のうち、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとして認められる事業

図 1－6－2 年間公益目的支出額の規模別の法人数（社団・財団別）

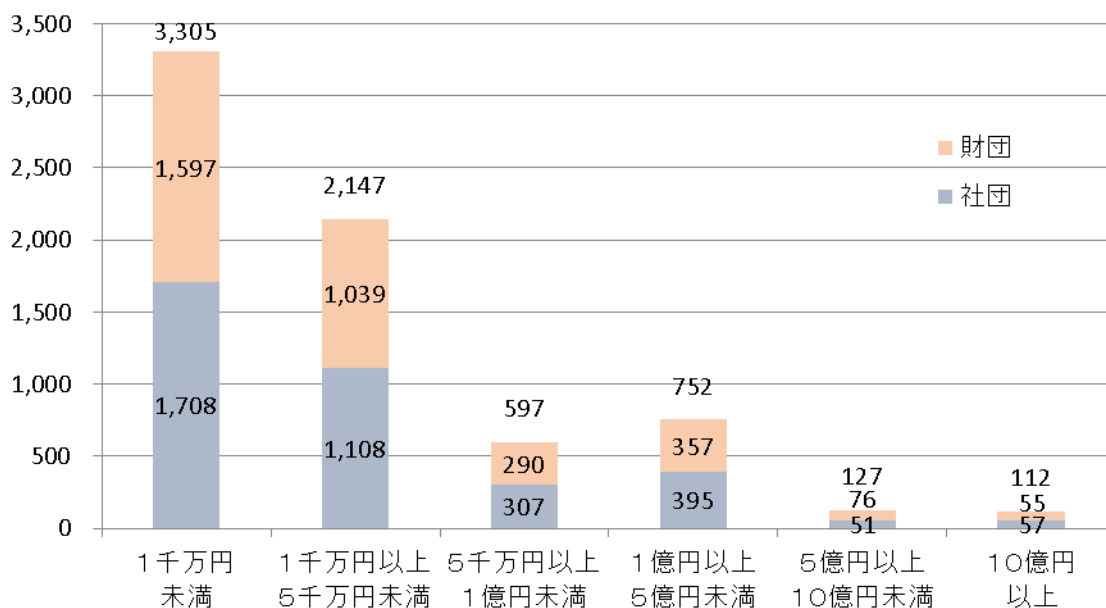


表 1－6－6 年間の公益目的支出額の規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	支出額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
内閣府	社団	432	131,193	304	36	98	156	55	93	15	15
	財団	771	236,430	307	45	142	259	109	175	48	38
	計	1,203	367,623	306	41	240	415	164	268	63	53
都道府県	社団	3,194	234,066	73	10	1,610	952	252	302	36	42
	財団	2,643	158,512	60	8	1,455	780	181	182	28	17
	計	5,837	392,577	67	9	3,065	1,732	433	484	64	59
合計	社団	3,626 (100.0%)	365,258	101	11	1,708 (47.1%)	1,108 (30.6%)	307 (8.5%)	395 (10.9%)	51 (1.4%)	57 (1.6%)
	財団	3,414 (100.0%)	394,942	116	11	1,597 (46.8%)	1,039 (30.4%)	290 (8.5%)	357 (10.5%)	76 (2.2%)	55 (1.6%)
	計	7,040 (100.0%)	760,200	108	11	3,305 (46.9%)	2,147 (30.5%)	597 (8.5%)	752 (10.7%)	127 (1.8%)	112 (1.6%)
前年合計		7,462 (100.0%)	791,323	106	11	3,480 (46.6%)	2,304 (30.9%)	631 (8.5%)	797 (10.7%)	137 (1.8%)	113 (1.5%)

3. 公益目的支出計画の完了予定時期

表 1－6－7 公益目的支出計画の完了（公益目的財産残額が0円以下となる）
予定時期（社団・財団別）

		法人数	令和5年度 以前	6年度～ 10年度	11年度～ 15年度	16年度～ 20年度	21年度～ 25年度	26年度 以降
内閣府	社団	432	147	96	44	38	22	85
	財団	771	78	112	73	71	69	368
	計	1,203	225	208	117	109	91	453
都道府県	社団	3,194	829	604	397	283	185	896
	財団	2,643	273	281	246	202	183	1,458
	計	5,837	1,102	885	643	485	368	2,354
合計	社団	3,626 (100.0%)	976 (26.9%)	700 (19.3%)	441 (12.2%)	321 (8.9%)	207 (5.7%)	981 (27.1%)
	財団	3,414 (100.0%)	351 (10.3%)	393 (11.5%)	319 (9.3%)	273 (8.0%)	252 (7.4%)	1,826 (53.5%)
	計	7,040 (100.0%)	1,327 (18.8%)	1,093 (15.5%)	760 (10.8%)	594 (8.4%)	459 (6.5%)	2,807 (39.9%)
前年合計		7,462 (100.0%)	1,727 (23.1%)	1,092 (14.6%)	762 (10.2%)	596 (8.0%)	455 (6.1%)	2,830 (37.9%)

（注） 公益目的財産額の確定手続きが完了した法人から提出された、公益目的支出計画実施報告書（令和2年 12月 1日時点）による。

第2部 公益認定等委員会の活動報告

第1章 公益認定等委員会の取組

1. 公益認定等委員会

認定法においては、民間有識者による合議制の機関が公益認定等の申請に対する処分や監督処分等の手続に関与し、実態に即した適切な判断を行う仕組みが設けられている。これにより、行政庁が行う公益認定等の申請に対する処分、監督処分等の客観性と透明性を担保し、制度に対する信頼性が確保されている。

国においては、内閣府に7人の委員で構成される公益認定等委員会（以下単に「委員会」という。）が設置された（平成19年4月1日設置）。

委員会の委員は、人格が高潔であって、委員会の業務に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計や公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する（認定法 § 35）。委員の任期は3年であり、委員7人のうち4人以内は常勤とすることができる。委員は独立してその職権を行うこととされ、また、原則として在任中はその意に反して罷免されることはないなど、その独立性が担保されている（認定法 § 33～ § 38）。

委員会は、内閣総理大臣からの諮問に応じ、①公益認定等に関する申請等に対して行政庁が行う処分等について答申を行い、②公益認定等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃の立案等に係る審議を行うとともに、③内閣総理大臣からの権限の委任に基づき、公益法人等に対する監督等を行うこととされている。委員会は、このように、公益法人の公益性の認定や公益法人に対する監督など法令の執行に係る判断を行うこととされており、その意味で、実質的に行政責任を担っている。

参考：公益認定等委員会「設置根拠・運営規則等」

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/index.html>

委員会では、委員会と公益法人関係者とがお互いの問題意識等について理解を深めることを目的に、審査、監督に並ぶ第3の柱として、「法人との対話」に取り組んでいる。

＜付属資料2＞ 委員会委員名簿

＜付属資料3＞ 委員会の事務・権限

2. 令和2年度における取組

委員会は、令和2年度には計28回開催し、公益認定等に係る申請について審査を行うとともに、公益法人の適正な運営を確保するために必要な審議を行った。また、法人運営をサポートする視点で、行政庁（内閣府）と連携して制度の周知啓発に努めるとともに、法人から学び、よき活動を応援していく観点から法人訪問を行うなど、法人との対話に取り組んだ。

参考：委員長の新年の御挨拶

（公益認定等委員会だより 令和3年1月22日発行第98号）

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/iinkaidayori.html>

（1）審査及び監督

委員会においては、「民による公益の増進」という新公益法人制度の趣旨に鑑み、審査に当たって、各法人の創意工夫や自主性をできる限り尊重し、「暖かく」審査に臨むこととしている。内閣府と連携し、認定や認可の審査の標準処理期間（注）を定め、申請から原則4か月（変更認定申請については40日）以内に審査を行うことを目指し、多様な公益の担い手が積極的に公益目的事業を行うことができるよう「柔軟かつ迅速な審査」を進めた。

また、公益法人は、民による公益の担い手として自らを律することが大前提ではあるが、委員会としても、公益法人の事業の適正な運営を確保するため、定期提出書類のチェックや立入検査、報告徴収等を通じて法人運営について把握し、適切に監督上の措置が講じられるよう努めた。

（注）標準処理期間は、適法な申請を処理することを前提として定めたものであり、不備な申請の是正を求める補正等に要する期間を含まない。

（２）公益法人等に対する支援

委員会は、内閣府と連携し、申請書や定期提出書類の作成に必要な情報提供の充実を図るとともに、相談会や各種セミナー等を通じて、申請に対する支援や、法人運営の支援に当たってきた。

ア．法人に対する情報提供の充実

法人の申請事務や業務運営に資するよう、各種の手段により情報提供の充実を図った。

ａ 申請書類の記載例公表等

公益法人等が申請書類を作成する際の参考となるよう、各種申請書類作成の手引きや申請書類の記載例をホームページ「公益法人 information」で公表している。

ｂ よくある誤解への回答等

認定法等の解釈や運用について、公益法人等によく見られる誤解について、一問一答形式で分かりやすく解説し、ホームページ「公益法人 information」で公表している。

ｃ 法人に対する注意喚起・周知

制度理解を深め、法人のガバナンスを高めてもらう観点から、法人運営上よくある誤りを整理したもの等を「公益法人 information」で公表するとともに、「内閣府 公益法人メールマガジン」で案内し、注意喚起を行っている（P53 参照）。

ｄ 公益法人の役員必携「携帯版リーフレット」の提供

公益法人の各機関（理事、監事等）の役割と責任についての理解を促進するため、ポケットリーフレットサイズの「公益法人の各機関の役割と責任」（携帯版）を「公益法人 information」で提供している。

ｅ 「公益目的事業に係る変更認定・届出ガイド」の提供

変更認定が必要な場合及び変更届出が必要な場合の考え方について、「公益目的事業に係る変更認定・届出ガイド」として、内閣府がこれまで示してきた基本的な考え方を改めて整理して提示するとともに、「ケース・スタディ」として、具体的な事例を用いて公益

目的事業の内容をどのように変更した場合に変更認定申請・変更届出が必要となるのかについて「公益法人 information」で公表している。

イ. 申請等に向けた各種取組

公益法人・移行法人や、新規の公益認定申請を検討している法人等を対象に、公益法人制度の基礎、各種申請の内容等まで、法人の状況に合わせた様々な取組を行っている。

a 窓口相談、電話相談

内閣府担当者（委員会事務局）が、広く制度についての照会を受ける電話相談のほか、担当者が時間を決めて申請法人の具体的な質問に応ずる窓口相談を実施している。

b テーマ別セミナー（基礎的研修会）の開催

公益法人等を対象に、内閣府担当者（委員会事務局）が法人運営に関する多岐にわたるテーマを説明する「テーマ別セミナー」（年3～4回程度開催）を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、開催をすべて中止した。

c 民間専門家を活用した相談会の開催

申請や法人運営に関して、内閣府が委嘱する専門家（弁護士、公認会計士、税理士等の専門的知識を有する者）を相談員とした相談会を東京及び各地方で開催している。令和2年度には、9回（東京5回・大阪2回・福岡1回・オンライン1回）開催した。特に新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえ、初の試みとして3月にオンライン方式による相談会を開催し、全9回で合計282法人が参加した。

なお、内閣府担当者（委員会事務局）による簡易セミナー（基本的事項の説明会）は中止した。

民間の専門家による相談会

- 月1～2回程度開催（通常時、1回3～4時間程度、1法人当たり1時間程度）
- 1回当たり相談員10人程度で対応（ブース形式）
 - 1回当たり約30～40法人の相談に対応
- 受託者において、法人の実情に即した理解促進方策（相談会）を企画立案し、適切に実施（相談事項の割振、相談員の管理・指導・評価等を含む。）
- 公益法人は「民が担う公益」の主体であるが、そうした公益法人向けの申請支援においても、民間の専門資格者を活用して、法人目線での相談を行っている。



(3) 法人との対話

公益法人は、公益の増進という高い志を礎に、法人の設立理念に則って自立し、自律性を十分に発揮して運営していくことが求められる。このため、公益法人の関係者は、法令の遵守は無論のこと、誇りと責任意識をもって、公益法人の運営に携わることが期待されている。

また、公益の増進のためには、これを受ける側である国民・市民の立場や思いに常に配慮することが大切であり、認定法の運用に携わる委員会と、公益の増進に直接的に寄与する公益法人の関係者は、共にこのことを意識し、各々の活動にあたっていかなければならない。

このような考えから、審査、監督に並ぶ第三の重要な柱として、公益法人等の関係者と対面し、相互に情報発信や意見交換を行い意思疎通を図る「法人との対話」を行い、国民・市民のための公益の増進の在り方を、公益法人をはじめとする法人の関係者と共に考え続け、その成果を広く発信していくこととし、令和2年6月にその活動予定を策定・公表した。

令和2年度に実施した活動を以下に例示する。

参考：法人との対話

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/katudo.html>

ア. ラウンドテーブル

委員会の委員と法人の関係者等が、「民による公益の増進」という共通の目標の下、率直な意見交換を行い、知見を共有して全国へ発信するために実施している。なお、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ中止している。

イ. 法人訪問

公益法人による公益活動を応援するとともに、公益法人の活動支援などの検討に当たっての参考とするため、委員会の委員が公益法人を直接訪問し、当該法人の活動状況を視察し、理事等と意見交換を行うもの。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、Web方式で内閣府認定法人である（公社）チャンス・フォー・チルドレン及び都道府県の認定に係る1法人について訪問した。

内閣府認定法人への法人訪問

○ 公益財団法人チャンス・フォー・チルドレン（令和3年2月26日）

本法人は、親の収入の低い家庭の子どもたちが学校外での塾や習い事をできずに生じる教育格差をなくすため、使途を塾・習い事に限定したクーポンを子どもたちに発行して教育の機会を子どもたちに直接届けるための支援活動をしている。

親の収入が低いといった家庭環境によって、子どもたちの学校外での教育の機会が奪われ、学力格差・進学格差につながって貧困が再生産されてしまう状況が続いているという話を伺った。



都道府県認定法人への訪問

○ 公益財団法人とくしま産業振興機構（令和2年12月10日徳島県）

本法人は、徳島県内の中小企業を一元的・総合的に支援する公益財団法人として、関係機関とも連携しながら「創業支援」「販路開拓」「経営革新」「企業情報化」「新商品・新技術開発」などの事業を実施し、地域経済の活性化に資する活動をしている。

中小企業・農林水産業の担い手不足への対応や大学・地銀との連携による産業創出等の事業活動や「エシカル」をテーマとして活動していることなどについて話を伺った。



（４）広報活動

委員会では、広く情報発信をしていく観点から、法人関係者に向けた法人運営等に係る情報及び国民に向けた公益法人の活動情報に関する広報について、内閣府と連携し、積極的に取組を進めてきた。

ア．公益認定等委員会だより

委員会では、法人関係者に向けた情報発信として、月刊のニューズレターである「公益認定等委員会だより」を発行している（注）。

令和２年度には、公益認定等委員会だよりに以下のような記事を掲載し、公益法人等に対する情報提供を行った。

（注）平成２３年１２月から月刊。それ以前は、３月に１度の発行であった。

【主な記事】

- 委員長からの「新年の御挨拶」
- 新型コロナウイルスの感染拡大に対応した公益法人の運営等に関するお知らせ
- 令和２年度税制改正について
- 令和元年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果及び整理について
- 公益法人会計基準及び公益法人会計基準の運用指針の一部改正について
- 公益社団法人及び公益財団法人が募集する新型コロナウイルス感染症対策等支援活動のための指定寄附金について
- 立入検査に際しての新型コロナウイルス感染予防に関するお願い
- 令和元年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」について
- ラウンドテーブルの意見交換概要
- 公益認定等委員会委員が訪問した公益法人等の活動紹介
- 公益認定申請及び公益法人・一般法人運営に関する相談会の案内

イ．ホームページ「公益法人 information」

内閣府及び都道府県は、答申書・公示文書の公表や新制度等に関するFAQ（「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問」）や申請書類作成の手引き等、多様な情報を掲載するホームページ「公益法

人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)を共同で整備・運用している。同サイトはまた、公益認定を電子申請する際及び公益法人や移行法人が各種定期提出書類を電子的に提出する際のシステム(PICTIS)の入口を提供している。

【主な掲載記事】

- 「「法人との対話」について」
- 「法人との対話」の主な取組事項
 - ・法人訪問の意見交換概要
- 公益認定申請及び公益法人・一般法人運営に関する相談会等の案内
- 新型コロナウイルス感染症への対応

ウ. SNS等による情報発信

委員会の活動状況、公益法人制度等に関する情報について、より一層の広報活動の充実を図るため、内閣府公益法人行政担当室が委員会と連携して、平成27年度からSNS（Facebook 及び Twitter）を通じた情報発信を行っている※。

※平成26年11月から12月にかけて試行運用。

令和2年度には、公益法人、都道府県公益法人行政担当課室や国民の方々へ向けて公益法人の現況や公益法人の運営に役立つ情報等を「内閣府 公益法人メールマガジン」において配信するとともに、SNSにおいても法人訪問の模様や、テーマ別セミナー及び相談会の開催情報等を発信した。

【主な発信内容】

- 「公益認定等委員会だより」の発行
- 相談会等の案内
- 公益法人運営のワンポイントアドバイス
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公益法人の運営に関するお知らせ

エ. NPO部局と共同でホームページを運営

内閣府共助社会づくり推進担当と協力し、公益法人とNPO法人に関する制度及び税制上の優遇措置の比較解説を掲載するとともに、寄附者の判断に資するよう都道府県別に税額控除の対象となる公益法人とNPO法人の一覧を提供している。

(5) 制度的課題への取組

委員会は、関連の政令及び内閣府令の制定について諮問を受け答申することとされているほか、審査基準とされた公益認定等ガイドラインの策定を行ってきた。また、公益法人に関する税制を含む各種の制度的課題に深い関心を有しており、そうした観点から、内閣府と連携を図ってきた。

ア. 公益法人の会計に関する研究会

委員会は、平成25年7月、公益法人の会計に関する実務上の課題や公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）を開催し、専門的な観点から公益法人の会計の諸課題について具体的な検討を行うこととした。

研究会は、平成25年8月の初会合以来、広範な課題について検討を重ね、これまでに7度報告書を取りまとめてきたところである。（注）

これらの報告書に記載された事項の中には、公益法人会計基準及び公益法人会計基準の運用指針（平成20年内閣府公益認定等委員会）においては明確でない実務上の運用や対応のあり方について記述しているものもあり、これらは、公益法人会計基準等の内容を補完する意味合いを有している。

令和2年度の研究会においては、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえWeb会議等を活用しつつ4回開催し、活動計算書の内容の変更に關して、その是非や検討すべき事項と関係の整理を行い、今後の検討の方向性を議論した。また、収益認識に関する会計基準の適用、子会社株式等に関する実質価額の注記について検討を行った。

（注）令和2年度報告については、令和3年3月19日に公表されている。

参考：令和 2 年度報告（令和 3 年 3 月 19 日公表）

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/katudo.html>

公益法人の会計の在り方についても、寄附者を初めとする国民にとって分かりやすく、また法人にとってもより利用しやすいものとしていく必要がある。研究会は、このような観点に立って、公益法人制度の普及促進を図るべく、引き続き会計に関する課題の整理と対応策の検討を令和 3 年度以降も行っていく予定である。

< 付属資料 4 > 公益法人の会計に関する諸課題の検討について

< 付属資料 5 > 令和 2 年度会計研究会の開催について

イ. F A Q の修正・追加

F A Q は、新公益法人制度の下のような様々な仕組みや手続、考え方や留意点について具体的な設問の形で説明をするものであり、関係者に広く参照されている。委員会としても、審査の実績から導き出される解釈や考え方について、F A Q の追加・公表に関与するなど、一般法人の公益認定申請や公益法人の業務運営の上で有益な情報が幅広く伝わるよう取り組んでいるところである。

ウ. 新公益法人制度 10 年を迎えての振り返り

平成 30 年 12 月を以て、公益認定法の施行（平成 20 年 12 月）から 10 年の節目を迎えたことから、内閣府公益認定等委員会では、「新公益法人制度 10 年を迎えての振り返り」として、新制度発足以降の 10 年間の歩みを振り返り、「民による公益の増進」の状況やこれまでの合議制機関及び行政庁の取組・成果等について概観するとともに、これまでの審査・監督において個別事案を取り扱う中で得られた問題意識等について整理し、平成 31 年 3 月、報告書を取りまとめた。

内閣府公益認定等委員会としては、法人における適正な運営と活動の活発化に向け、引き続き支援を行っていくとともに、国民の公益法人（公益法人制度）に対する信頼の確保に向け、審査や監督に努めていくこととしている。

3. 公益認定等委員会と都道府県間の連携

認定法の規定に基づき、都道府県においても、合議制の機関が設置されており、公益認定等に係る都道府県知事からの諮問に応じて審議し、答申を行うとともに、公益法人等に対する監督を実施している。

公益認定に当たっては、詳細な法定基準の下で、全行政庁が公益認定等ガイドラインを審査基準としているが、個々の事案の判断については、各合議制の機関の判断が尊重されることとなる。

他方で、制度の運用に当たっては、国と都道府県の間及び各都道府県の間で重大な方針の食い違いや不均衡が生じることのないよう、行政庁間の情報交流を図る必要がある。また、民間の創意を活かした多数の法人を世に送り出すためには、公益認定等委員会と都道府県の合議制機関とが認識を共有し、連携することが重要である。

このため、合議制機関の役割や、審査の在り方について理解を深め、委員相互の意思疎通を図るべく、公益認定等委員会の委員と都道府県の合議制機関の委員による意見交換会を実施している。

このための機会として、公益法人制度に関する全国連絡会議や各地域で開催されるブロック会議がある。

＜付属資料 6＞ 各行政庁公益法人行政主管部局一覧

＜付属資料 7＞ 都道府県の合議制機関の委員名簿

【令和２年度の開催実績】

公益認定等委員会と都道府県の合議制機関の連携と同様に、内閣府及び47都道府県の行政庁間においても連携を図る必要がある。このため、関連する内閣府令、同ガイドライン、FAQの改正時などは事前に行政庁間で意見交換を行い、都道府県の意見を改正等に反映している。また、公益認定等委員会の委員と都道府県の合議制機関の委員による意見交換会に併せて、行政庁の事務職員をメンバーとするブロック会議を開催することなどにより、日常的に情報共有を進めている。

なお、令和２年度のブロック会議は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて２ブロックでの開催が中止となり、４ブロックにおいて書面方式により開催した。

第2章 委員会の事務処理状況

公益法人制度においては、行政庁が、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、法人の公益性を認定することとされている。一般法人の公益認定、特例民法法人の移行認定・移行認可、公益法人の変更認定、一般法人の公益目的支出計画の変更認可、合併による地位の承継の認可等の申請に対し行政庁が処分をしようとする場合には、原則として、合議制の機関（行政庁が内閣総理大臣の場合は、公益認定等委員会）に諮問しなければならないとされている。

委員会においては、①各法人の活動実態を踏まえつつ、それぞれの創意工夫や自主性を尊重する姿勢で取り組み、②法令の規定の遵守を前提としつつも、常に改革の本旨に立ち返り、柔軟性をもって判断することとし、③審議を「甘く」することはしないが、「暖かく」審議に臨むという姿勢で、審議を行うことを基本としている。

1. 公益法人に係る審査

（1）公益認定・移行認定の申請

公益目的事業を行う一般法人が公益認定を求める場合は、行政庁に申請し、行政庁の認定（以下「公益認定」という。）を受けることができる（認定法 § 4、§ 7）。

特例民法法人が現行制度の公益法人への移行を求める場合は、平成 20 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日までの 5 年間の移行期間中に行政庁に申請し、行政庁から認定（以下「移行認定」という。）を受けることとされていた（整備法 § 44、§ 99、§ 103）。

行政庁は、これらの処分を行う場合には、認定法等の定める欠格事由に該当する場合等を除き、公益認定等委員会又は都道府県の合議制の機関（以下「委員会等」という。）に諮問しなければならない（整備法 § 133 II、認定法 § 43 I ①）。これらの行政処分は行政庁の名前で行われるが、処分の前提となる基準適合性についての判断は、各行政庁に置かれた委員会等に実質的に委ねられており、委員会等の答申を踏まえ、これを尊重して行政庁が処分を行う仕組みが採られている。

〔 国・都道府県別事務処理区分別件数 〕

表 2－2－1 申請件数

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
公益認定	内閣府	60	61	72	50	46	62
	都道府県	39	33	50	55	48	35
移行認定	内閣府	0	0	0	0	0	0
	都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	内閣府	60	61	72	50	46	62
	都道府県	39	33	50	55	48	35

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

以下、表 2－2－2～表 2－2－13、表 2－2－15～表 2－2－29 まで、図 2－2－1 について同じ。

表 2－2－2 諮問件数

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
公益認定	内閣府	42	46	56	36	36	38
	都道府県	37	31	37	54	38	39
移行認定	内閣府	2	0	0	0	0	0
	都道府県	0	2	0	0	0	0
合計	内閣府	44	46	56	36	36	38
	都道府県	37	33	37	54	38	39

表 2－2－3 答申件数

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
公益認定	内閣府	44	46	59	42	35	39
	都道府県	38	34	34	54	41	40
移行認定	内閣府	3	0	0	0	0	0
	都道府県	2	2	0	0	0	0
合計	内閣府	47	46	59	42	35	39
	都道府県	40	36	34	54	41	40

表 2－2－4 認定処分件数

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
公益認定	内閣府	44	46	53	40	36	39
	都道府県	41	41	29	40	50	38
移行認定	内閣府	3	0	0	0	0	0
	都道府県	4	1	0	0	0	0
合計	内閣府	47	46	53	40	36	39
	都道府県	45	42	29	40	50	38

表 2－2－5 不認定処分件数

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
公益認定	内閣府	1	4	4	3	1	1
	都道府県	0	3	1	2	0	3
移行認定	内閣府	1	0	0	0	0	0
	都道府県	0	1	0	0	0	0
合計	内閣府	2	4	4	3	1	1
	都道府県	0	4	1	2	0	3

○取下げ等件数

申請に対する処分を受ける前であれば、申請を取下げることはいつでも可能である（注）ため、取下げの時点は様々である。

このほか、申請が形式上の要件を具備しない場合、行政手続法第7条に基づき行政庁は申請を拒否しなければならない。

（注）移行認定を申請した特例民法法人が移行期間満了後に移行認定の申請を取下げた場合には、移行期間満了後の特例で移行認可を併行申請している場合を除き、移行期間満了の日に遡って解散したものとみなされる（整備法 § 46 I、§ 116）。移行認可の申請を拒否された場合も、同様である。

表 2－2－6 取下げ件数

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
公益認定	内閣府	38	28	31	38	25	18
	都道府県	11	6	11	15	4	11
移行認定	内閣府	2	0	0	0	0	0
	都道府県	0	1	0	0	1	0
合計	内閣府	40	28	31	38	25	18
	都道府県	11	7	11	15	5	11

表 2－2－7 拒否処分件数

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
公益認定	内閣府	0	0	0	0	0	0
	都道府県	0	0	0	0	0	0
移行認定	内閣府	1	0	0	0	0	0
	都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	内閣府	1	0	0	0	0	0
	都道府県	0	0	0	0	0	0

(2) 変更認定申請及び変更の届出

公益法人は、①公益目的事業の種類又は内容の変更（申請書の記載の変更を伴う場合に限る。）、②収益事業等の内容の変更（申請書の記載の変更を伴う場合に限る。）、③公益目的事業を行う区域又は事務所の所在場所の変更（行政庁の変更を伴う場合に限る。）を行おうとするときは、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない（認定法 § 11、認定法施行規則 § 7）。

また、変更認定が必要ない場合であっても、公益法人は、①法人の名称又は代表者の氏名等の変更、②公益目的事業の種類・内容若しくは収益事業等の内容の変更（申請書の記載の変更がない場合）又は（公益目的事業を行う区域若しくは事務所の所在場所の変更（行政庁の変更を伴わない場合）、③定款の変更（変更認定を要するものを除く。）等があったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない（認定法 § 13 I）。

表 2－2－8 変更認定申請・変更届出件数

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
内閣府	変更認定	125	128	133	119	112	113
	変更届	3,040	3,086	3,163	3,022	3,034	2,879
都道府県	変更認定	384	326	306	277	226	244
	変更届	9,386	9,066	9,648	8,673	8,812	8,778
合計	変更認定	509	454	439	396	338	357
	変更届	12,426	12,152	12,811	11,695	11,846	11,657

表 2－2－9 変更認定処分件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
内閣府	125	111	125	122	115	93
都道府県	360	307	261	278	223	245
合計	485	418	386	400	338	338

(3) 合併の届出等

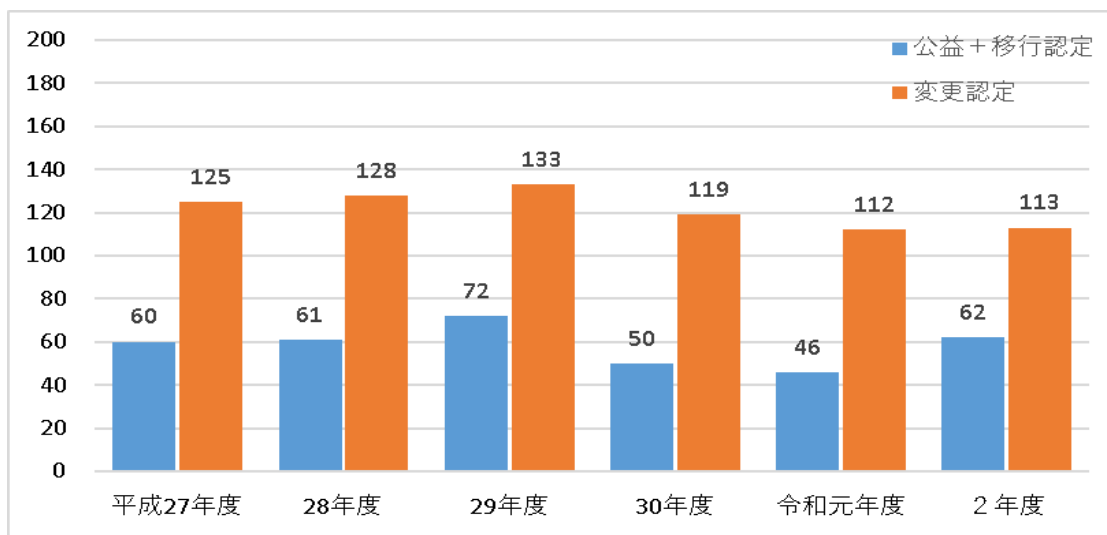
公益法人は、合併をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出る必要がある(認定法 § 24 I)。また、公益法人が新設合併契約を締結した場合において、行政庁の認可を得て、当該新設合併により設立する法人に公益法人の地位を承継させることができる(認定法 § 25 I・II・III)。

行政庁は、合併の届出があった場合には、届出に係る書類の写しを委員会等に送付しなければならない(認定法 § 45 I)。また、消滅公益法人の地位承継の認可申請に対する処分を行う場合には、委員会等に諮問しなければならない。

表 2-2-10 合併の届出・地位承継の認可申請件数

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
内閣府	届出	2	0	7	6	0	2
	認可申請	0	0	0	0	0	0
都道府県	届出	6	7	8	18	8	10
	認可申請	1	0	1	4	0	1
合計	届出	8	7	15	24	8	12
	認可申請	1	0	1	4	0	1

図 2－2－1 公益認定・移行認定申請件数と変更認定申請件数の推移
(内閣府)



2. 公益法人の監督

認定法は、公益法人に対して、民間による公益を担う主体として自己規律及び適正な事業実施を期待し、また前提としている。このために、公益法人においては、理事、監事等の公益法人の各機関が法の規定に則り期待される役割を適切に果たすことにより、自らを規律していくことが運営の基本原則である。

行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保する観点から、認定法の規定に基づく報告徴収・立入検査、勧告・命令等の監督を行うこととされている。

公益法人制度改革により①監督について主務官庁による裁量的なものから法令で明確に定められた要件に基づくものに改められたこと、②法律により法人のガバナンス（内部統治）及び情報開示について詳細に定められたことを踏まえ、また、③不適切な事案は制度に対する信頼を揺るがしかねないこと、④法人の実態を十分に把握しなければ効果的な監督を行うことができないことを考慮し、次のような考え方で公益法人の監督に臨むことを基本とするとしている。

- ア 法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
- イ 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため公益法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
- ウ 制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある公益法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
- エ 公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。

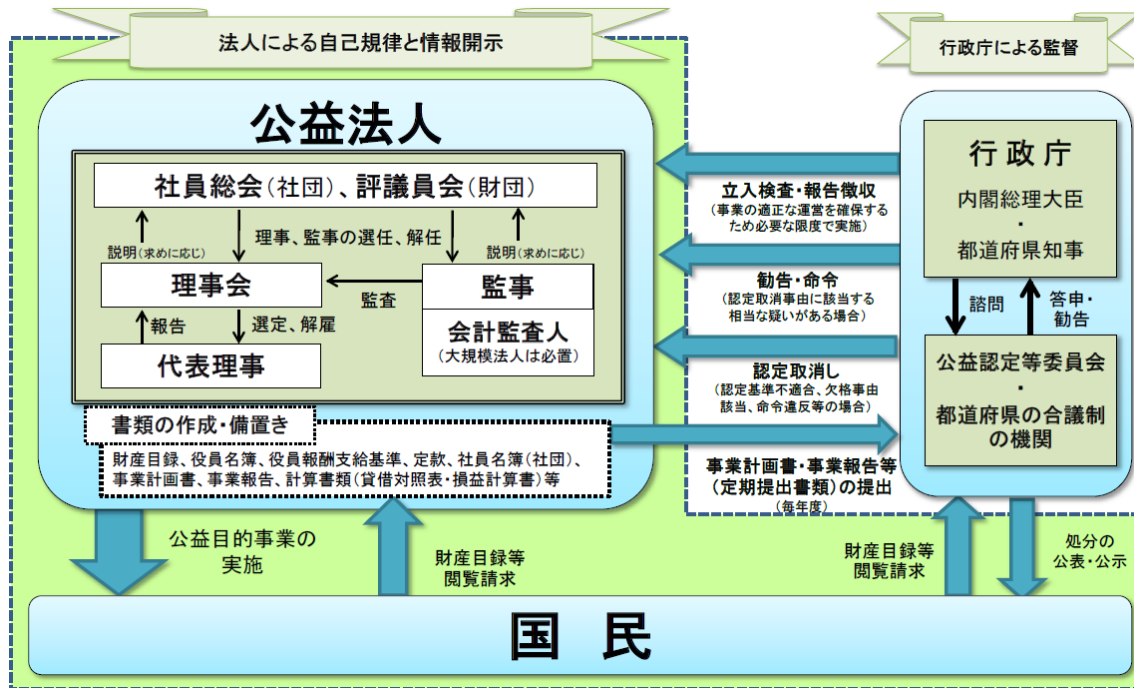
また、移行法人については、公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内において、整備法の規定に基づく報告徴収・立入検査、勧告・命令等の監督を行うこととされている。移行法人についても、公益の目的のために支出を行う限りにおいて共通の規律が必要と考えられることから、原則として公益法人の監督に準じた考え方で監督を行うこととしている。

参考： 監督の基本的考え方

<https://www.koeki->

[info.go.jp/pictis_portal/contents.do?bunNo=1120015281&meisaiNo=1120012688](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/contents.do?bunNo=1120015281&meisaiNo=1120012688)

公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要



(1) 定期提出書類等の審査

ア. 制度の概要

公益法人の監督を行う法律上の権限は、基本的に行政庁にあるが、実質的な監督は委員会等が行う仕組みとなっている。公益法人が定期的に行政庁に対して提出することとされている事業計画書や事業報告など（認定法 § 22）については、その写しを委員会等に送付しなければならないとされている（認定法 § 45 I、§ 53 II）。このほか、変更の届出、合併に係る届出についても、その写しを委員会等に送付しなければならないとされている（P62 参照）。

委員会等は、送付された書類等の審査を行い、必要に応じて立入検査や報告徴収を行うとともに、必要があると認めるときは、行政庁に対して、勧告、命令等を行うよう勧告することができるとされている（認定法 § 46 I、§ 54）。

イ. 事務処理状況

公益法人による事業計画書等及び事業報告等の提出件数は、公益法人の増加により年々件数が増えている。

表 2-2-11 事業計画・事業報告の提出件数

		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度
内閣府	事業計画	2,369	2,410	2,431	2,421	2,472	2,520
	事業報告	2,345	2,383	2,421	2,457	2,498	2,520
都道府県	事業計画	7,022	7,010	7,044	6,793	6,956	7,075
	事業報告	7,010	7,023	7,060	6,976	7,047	7,051
合計	事業計画	9,391	9,420	9,475	9,214	9,428	9,595
	事業報告	9,355	9,406	9,481	9,433	9,545	9,571

(2) 立入検査

ア. 制度の概要

委員会等（国において、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものについては、内閣総理大臣（注））は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、当該法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる（認定法 § 27 I、§ 59 I・II）。

（注）国の場合、立入検査及び報告徴収の権限は内閣総理大臣にあるが（認定法 § 27 I）、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものを除き、委員会にその権限を委任するとされている（§ 59 I）。都道府県の場合、立入検査及び報告徴収の権限は、行政庁ではなく、合議制の機関にある（§ 59 II）

イ. 立入検査の考え方

監督の具体的措置のうち、立入検査は、公益法人の実態把握のための重要な手段の一つである。「監督の基本的考え方」を踏まえ、公益法人に対しては認定法に基づき、適正かつ効果的な監督を効率的に行うことができるよう、内閣府は、平成 21 年 12 月に「立入検査の考え方」を公表（平成 26 年 5 月に一部改訂）し、立入検査についての原則的な考え方を以下のとおり示している。

- a 公益法人の立入検査は、認定法第 27 条第 1 項で示された、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」、すなわち法令で明確に定められた公益法人として遵守すべき事項に関する公益法人の事業の運営実態を確認するという観点から行う。
- b 全ての法人に対する立入検査を、概ね 3 年を目途に一巡するスケジュールで実施することとする。

立入検査を適切なものとするために、年度当初までに立入検査に関する計画を毎年作成する。公益法人の事業の運営状況に応じて立入検査の頻度を増やすなど、重点的かつ機動的な計画とする。

立入検査の対象となる公益法人へは、立入検査実施予定日の概ね 1 か月前に立入検査の実施日時、場所等を通知する。
- c 立入検査の中で、法人関係者から要請があった場合又は必要があると判断する場合には、新公益法人制度に関する理解を深め、適切な法人運営の実施を支援する観点から、制度の詳細について説明等を行う。
- d 公益認定審査等の際の監督担当者への申送り事項等、定期提出書類、変更の届出、報告徴収で得られた情報、外部から提供された情報等を活用し、公益目的事業の実態等立入検査を行わなければ確認が困難な事項を中心に、重点的に検査を実施する。現場における検査の状況等から検査対象事項を拡げる必要があれば、臨機応変に対応する。

法人運営全般については、理事及び監事等法人運営に責任を持つ者から説明を求める。
- e 公益認定の基準又は欠格事由等に関連する公益法人の問題点が発覚した場合には、問題点の重大さを勘案して、適時適切に立入検査を実施する。

立入検査時によくある指摘事項の周知徹底

公益認定等委員会及び内閣府では、移行期間が終了した平成 26 年度から立入検査の実施を本格化させている。立入検査の際の指摘事項には、多くの法人に共通するものも見られることから、「法人運営における留意事項～立入検査における主な指摘事項を踏まえて～」として取り纏め、「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)に掲載しているほか、各種セミナーにおいて取り上げ、毎月発行している「公益認定等委員会だより」に随時掲載するなどして周知に努めている。

○機関運営関係の指摘事項

決算承認の理事会と社員総会（評議員会）の開催間隔については、法人法の規定により決算承認の社員総会（評議員会）が開かれる2週間前から計算書類等を備え置くことになっているため、理事会と社員総会（評議員会）の間を中2週間以上空ける必要があるが、同日開催を行っている事例がしばしば見受けられる。全国に役員が点在している法人の場合など、「一堂に会する」ことが実際には難しいといった声も聞かれるが、法令及び定款に基づき「決議の省略」を行ったり、Web会議などを利用したりすることも可能であり、適切に開催することが求められる。

また、代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないことが法人法に定められているが、その実施が確認できない事例が見受けられる。実際は職務執行状況の報告は行われているものの、議事録に明記されていないために確認できない事例も多いが、適切に議事録の作成が行われる必要がある。

○業務の手続き関係の指摘事項

手続き関係では、変更認定申請・変更届出の懈怠が挙げられる。

認定法により、公益目的事業や収益事業等の内容の変更等を行うなどの場合には、事前に変更認定申請を行い、認定を受ける必要がある。また、役員の変更等に際しては、変更後遅滞なく変更届出を行う必要がある。公益法人は、申請書の記載に基づき公益認定を受けたものであり、申請書に記載されていない事業を新たに実施したり、申請書の記載と異なる方法で事業したりすることは、大きな問題である。

その他、組織の実態と内部規則との乖離、書類の備え置きの不備等も事業運営等の不備の例として散見される。

○その他の指摘事項

財務・会計関係では、無報酬との規定にかかわらず一定額の役員報酬を支給していた事例や、現預金・印鑑・金庫管理が不十分等の事例が挙げられる。法人には継続的・安定的な公益目的事業の実施を担保するための経理的基礎を有することが必要であり、鍵のかかる金庫を使用する、鍵の管理者と経理担当者を別にするなど、適正な財産管理を日頃から徹底することが求められる。

参考： 立入検査における主な指摘事項を踏まえて

https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/houjinunei_ryuujukou.pdf

ウ 公益認定等委員会及び内閣府の事務処理状況

委員会及び内閣府は、公益法人に対して令和2年度に322件の立入検査を実施している。

表2-2-12 公益法人に対する立入検査の実施件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
内閣府	764	633	697	670	617	322
都道府県	2,267	2,282	2,318	2,179	2,121	1,795
合計	3,031	2,915	3,015	2,849	2,738	2,117

内閣府においては、全ての法人に対する立入検査を、概ね3年を目途に一巡するスケジュールで実施することとしている。なお、令和元年度及び2年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、内閣府は実施予定だった立入検査の一部を次年度に繰り越している。

(3) 報告徴収

ア. 制度の概要

委員会等（国において、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものについては、内閣総理大臣（P67の（注）参照））は公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、当該法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求めることができる（認定法§27Ⅰ、§59ⅠⅡ）。

イ. 公益認定等委員会の事務処理状況

委員会は、公益法人に対して、令和2年度に15件の報告徴収を行っている。

表2-2-13 公益法人に対する報告徴収件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
内閣府	24	14	24	24	8	15
都道府県	91	112	70	67	66	71
合計	115	126	94	91	74	86

また、令和２年度は、公益法人に対して次表のとおり報告を求めている。

表２－２－14 令和２年度 報告徴収の内訳（内閣府）

法人種別	報告要求書発出日	主な内容	報告提出日
公社	令和2年5月19日	①立入検査実施場所に対応する役員が来なかった理由、②理事会に監事が欠席した理由	令和2年6月22日
公社	令和2年6月29日	①渉外費等の必要性や内容について、②飲食費を渉外費と認めていた理由、③渉外費など飲食に係る支出を見直した結果について、④理事及び監事の認識、⑤本件に係る法人の対応、⑥飲食費以外の不適切な支出はないか、⑦変更認定申請の事後提出の再発防止等について 等	令和2年8月31日
公社	令和2年7月21日	①事業報告等の財産目録における「短期借入金」及び「未払金」等の金額について、②理事及び監事はどのように認識し、責務を果たしてきたのか 等	令和2年8月31日
公社	令和2年9月14日	①変更認定申請を行わずに実施していた事業の実績、実施した経緯、必要性、②事業実施前に変更認定申請を行わなかった理由、③変更認定申請前に事業を実施したことについて法人内での検討、意思決定過程について、④理事及び監事はどのように認識し、責務を果たしてきたのか	令和2年9月30日
公財	令和2年9月24日	①評議員の選任及び解任に係る経緯について、②議事録の作成について、③当事者の当該行為に係る認識、④評議員、理事及び監事の各責任についての認識	令和2年10月26日
公社	令和2年10月14日	①法人運営に必要な規定類が未整備の理由、②現金が存在しない理由、③関係する証憑書類の提出、④債務超過等を解消する具体的な方法等、⑤事業計画を提出するとして期日までに提出できなかった理由	令和2年11月16日
公財	令和2年10月21日	①事業計画等及び事業報告等が、期限を過ぎても提出されていない理由、②これらの提出の見込み、③今後の再発防止策、④提出遅延について、理事会及び監事は、どのように認識し、対応してきたのか、⑤評議員会にはどのように報告しているのか、また、評議員会の本件事態に対する認識、⑥公益認定を受けた日以降の理事会及び評議員会の開催実績	令和3年1月29日
公財	令和2年12月2日	①評議員委員及び監事委員に対する事前説明について、②外部委員に対する事前説明について、③議事録の作成に関する事実関係 等	令和3年1月5日
公社	令和2年12月22日	①債務の支払い計画、②時効期間が完成していると判断する根拠、③現金が存在しない理由、④元監事からの回答の確認、⑤実際に行われていた現金取扱に関する当時の役員の認識	令和3年1月28日
公財	令和3年2月9日	①監事委員に対する事前説明について、②外部委員に対する事前説明について、③議事録の作成について、④持ち回り決議の有効性について、⑤外部委員から監事への質問についての対応 等	令和3年3月17日
公社	令和3年3月9日	①前回の回答に係る経緯について、②法人の債務状況の把握に関する認識	令和3年4月12日
公財	令和3年3月9日	①特定の取引に係る経緯等について、②提出された文書の内容について、③各理事及び理事会並びに各監事の認識について、④評議員及び評議員会の認識について、⑤法人における特定の取引等について、⑥法人における特定の業務について、⑦交際費について、⑧理事、理事会、評議員、評議員会及び監事の責任について、⑨収支相償について	令和3年3月19日
公財	令和3年3月12日	①事業報告等が、期限を過ぎても提出されていない理由、②提出の見込み、③今後の再発防止策、④提出遅延について、理事会及び監事は、どのように認識し、対応してきたのか、⑤評議員会にはどのように報告しているのか、また、評議員会はこの事態をどのように認識しているのか	令和3年3月25日
公財	令和3年3月17日	①本件発覚の端緒、②事実関係の詳細、③調査方法、④本件以外の問題の有無、⑤法人はどのように対応してきたか、⑥経理処理・財産管理の適正性を確保していたのか、⑦役員及び評議員の責任についての認識、⑧再発防止措置、⑨本件に関係する団体との取引や金銭の授受の有無、⑩会費の徴収方法	令和3年3月26日
公社	令和3年3月31日	①渉外費の金額について、②渉外費に関する認識について、③渉外費に係る承認基準について、④不適切とする支出に係る返還について、⑤本件に係る対応及び見直しについて、⑥役員報酬について	令和3年4月30日

(4) 勧告・命令の勧告・公益認定の取消しの勧告等

ア. 制度の概要

委員会等は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、認定法第 28 条等に基づく勧告、命令、公益認定の取消しその他の措置をとることについて、行政庁に勧告をすることができる（認定法 § 46 I、§ 54）。また、行政庁は、委員会等の勧告に基づく場合等以外に、第 28 条等に基づく勧告、命令、公益認定の取消しの処分をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならない（認定法 § 43 I、§ 51）。

イ. 公益認定等委員会における事務処理状況

(ア) 勧告

令和 2 年度において、認定法第 46 条第 1 項に基づき内閣府（内閣総理大臣）に対して行った勧告の実績はなかった。

表 2-2-15 勧告件数

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度
内閣府	1	3	0	0	2	0
都道府県	1	2	0	0	0	0
合計	2	5	0	0	2	0

(イ) 命令の勧告

令和 2 年度において、認定法第 46 条第 1 項に基づき内閣府（内閣総理大臣）に対して行った命令の勧告の実績はなかった。

表 2-2-16 命令の勧告件数

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(ウ) 命令に係る諮問・答申

令和2年度において、内閣府（内閣総理大臣）から、認定法第43条第1項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることとした旨の諮問を受けて、勧告に係る措置を講じることを命ずることが相当である旨を答申した実績はなかった。

表2-2-17 命令に係る諮問・答申の件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
内閣府	0	0	0	0	1	0
都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	1	0

(エ) 公益認定の取消しの勧告

令和2年度において、認定法第46条第1項に基づき内閣府（内閣総理大臣）に対して行った公益認定の取消しの勧告の実績はなかった。

表2-2-18 公益認定の取消しの勧告件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
内閣府	2	0	0	0	0	0
都道府県	1	0	0	0	0	0
合計	3	0	0	0	0	0

(注) この表においては、各年4月1日から翌年3月31日の取り消し件数を集計しているが、第1部P6「表1-2-5 年度別の公益認定の取消し件数」においては、各年12月1日から翌年11月30日までの取消し件数を集計しているため数値が異なる。

「公益法人及び一般法人に対する監督の制度」

	公益法人	一般法人 (公益目的支出計画を実施中の法人)
適用法	法人法＋認定法	法人法＋整備法
監督の範囲	公益法人の事業の適正な運営の確保 (認定法 § 27)	公益目的支出計画の履行の確保 (整備法 § 123)
定期提出書類の種類	事業計画書等 (認定法 § 22) (事業年度開始日の前日まで) 事業報告等 (認定法 § 22) (事業年度経過後 3 か月以内)	公益目的支出計画実施報告書等 (整備法 § 127) (事業年度経過後 3 か月以内)
立入検査・報告徴収の要件	公益法人の事業の適正な運営の確保に必要な限度 (認定法 § 27)	以下のいずれかに該当すると疑うに足る相当の理由があるとき (整備法 § 128) ・ 正当な理由なく、公益目的支出計画に定める支出をしない ・ 各事業年度の支出が公益目的支出計画より著しく少ない ・ 法人の純資産額が著しく少ないのに公益目的支出計画の変更認可を受けず、その実施に支障が生ずるおそれがある。
勧告及び命令の要件	認定取消し事由に該当すると疑う相当の理由があるとき (認定法 § 28)	上記のいずれかに該当すると認めるとき (整備法 § 129)
認定／認可取消しの要件等	欠格事由該当、行政庁の命令違反、認定基準不適合、認定法等の法令違反など (認定法 § 29) 〔 ※認定取消し → 一般法人となる ～公益目的取得財産残額を他の公益法人等に 贈与 〕	偽りその他不正な手段により移行認可を受けたとき (整備法 § 131) 〔 ※認可取消し → みなし解散 〕

3. 移行法人に係る審査

特例民法法人が現行制度の一般法人への移行を希望する場合には、移行期間中に行政庁に申請し、行政庁から認可（以下「移行認可」という。）を受ける必要がある（整備法 § 45、§ 115、§ 120）。このとき、法人の移行時の純資産額を基礎に計算した公益目的財産額を、移行後公益の目的のために支出することにより零とするための公益目的支出計画（注）を作成する必要がある（整備法 § 119）。

この場合において、処分の客観性・透明性を確保する観点から、行政庁が認可申請に対する処分をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならない（整備法 § 133Ⅲ）とされている。

（注）公益目的支出計画の趣旨

特例民法法人が保有する財産は、公益目的に使われることを前提に、寄附や税制優遇を受け、形成されてきたものである。このため、特例民法法人の時代から、解散時の残余財産を類似の公益目的のために寄附することを定款等で定めることが指導監督で求められてきた。現行の公益法人制度において、特例民法法人から一般法人に移行した法人のうち純資産を有するものに公益目的支出計画の作成を義務付けたのは、一般法人への移行により、事業内容や残余財産の帰属が法人自治に委ねられ、特例民法法人の保有する公益的性格を有する財産が、制限なく公益目的以外に費消されることは適当でないと考えられたためである。

（１）移行認可の申請

〔 国・都道府県別事務処理区分別件数 〕

表 2－2－19 申請件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
内閣府	3	0	0	0	0	0
都道府県	1	0	0	0	0	0
合計	4	0	0	0	0	0

表 2－2－20 諮問件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
内閣府	6	1	0	0	0	0
都道府県	3	1	0	0	0	0
合計	9	2	0	0	0	0

表 2－2－21 答申件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
内閣府	7	1	0	0	0	0
都道府県	6	1	0	0	0	0
合計	13	2	0	0	0	0

表 2－2－22 認可処分件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
内閣府	4	3	0	0	0	0
都道府県	6	1	0	1	0	0
合計	10	4	0	1	0	0

表 2－2－23 不認可処分件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
内閣府	3	0	0	0	0	0
都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	3	0	0	0	0	0

表 2－2－24 取下げ件数 要確認

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
内閣府	2	0	0	0	0	0
都道府県	1	0	1	1	2	0
合計	3	0	1	1	2	0

表 2－2－25 拒否処分件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
内閣府	2	0	0	0	0	0
都道府県	1	1	0	0	0	0
合計	3	1	0	0	0	0

(2) 変更認可等

移行法人(移行認可を受けて移行の登記をした一般法人であって、公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていないものをいう。以下同じ。)は、公益目的支出計画を変更(軽微なものを除く)する場合は、あらかじめ、行政庁の認可を受ける必要がある(整備法 § 125 I)。行政庁は、変更認可に対する処分を行う場合には、委員会等に諮問しなければならない(整備法 § 133 III)。また、変更認可が必要ない場合であっても、移行法人は、一定の事項(例えば、法人の代表者の氏名等)に変更があった場合は、行政庁に届け出る(変更届出)必要がある(整備法 § 125 III)。行政庁は、変更届出があった場合には、届出に係る書類の写しを委員会等に送付しなければならない(整備法 § 135 I)。

なお、公益目的支出計画に基づく支出が完了したことについて、行政庁の確認を受けた移行法人は、公益目的支出計画に基づく支出の義務が解除され、当該法人に対する行政庁の監督も終了することになる。

内閣府及び都道府県の変更認可の申請及び変更届出の件数は、表のとおりである。

表 2－2－26 変更認可申請・変更届出件数

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
内閣府	変更認可	62	52	42	34	22	22
	変更届出	436	364	354	275	244	225
都道府県	変更認可	141	149	165	152	141	173
	変更届出	1,816	1,597	1,556	1,269	1,096	1,161
合計	変更認可	203	201	207	186	163	195
	変更届出	2,252	1,961	1,910	1,544	1,340	1,386

4. 移行法人の監督

(1) 定期提出書類等の審査

ア. 制度の概要

移行法人に対しては、移行認可を行った行政庁が監督を行うが、その範囲は法律で「公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内」とされている。また、監督を行う法律上の権限は、基本的に行政庁にあるが、実質的な監督は委員会等が行う仕組みとなっており、行政庁に提出された書類等の写しは委員会等に送付しなければならないとされている（整備法 § 135 I、§ 140）。

委員会等は、送付された書類等の審査を行い、法律で定められた要件に従い、必要に応じて立入検査や報告徴収を行うとともに、行政庁に対して、勧告、命令等を行うよう勧告することができるとされている（整備法 § 136 I、§ 141）。

イ. 事務処理状況

移行法人による公益目的支出計画実施報告の提出件数は、27 年度までは、移行法人の増加により年々件数が増えていたが、28 年度以降、公益目的支出計画の実施が完了したことに伴う移行法人の減少により件数が減っている。

表 2－2－27 公益目的支出計画実施報告の提出件数

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度
内閣府	1,931	1,747	1,619	1,470	1,341	1,250
都道府県	8,408	7,918	7,399	6,778	6,446	6,075
合計	10,339	9,665	9,018	8,248	7,787	7,325

(2) 立入検査

ア. 制度の概要

委員会等は、移行法人について、公益目的支出計画の適正な履行が行われていない場合（次の a から c のいずれかに該当する場合をいう。以下同

じ。)に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、公益目的支出計画の適正な履行を図る観点から必要な限度において、当該移行法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる（整備法 § 128 I、§ 143 I・II）。

- a 正当な理由がなく、公益目的支出計画に定める支出をしないこと。
- b 各事業年度の公益目的のための支出が、公益目的支出計画に定めた支出に比して著しく少ないこと。
- c 公益目的財産残額に比して当該移行法人の貸借対照表上の純資産額が著しく少ないにもかかわらず、公益目的支出計画の変更の認可を受けず、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

（注） 内閣府の場合、立入検査及び報告徴収の権限は内閣総理大臣にあるが（整備法 § 128 I）、その権限は委員会に委任するとされている（§ 143 I）。都道府県の場合、立入検査及び報告徴収の権限は、行政庁ではなく、合議制の機関にある（§ 143 II）。

イ. 立入検査の考え方

移行法人の立入検査は、公益法人同様「監督の基本的考え方」を踏まえ、整備法に基づき、適正かつ効果的な監督を効率的に行うことができるよう、内閣府は、立入検査についての原則的な考え方を以下のとおり示している。

移行法人の立入検査については、整備法第 128 条第 1 項の規定に基づき、移行法人が、「正当な理由がなく、公益目的支出計画に定める支出をしないこと」など先に述べた 3 つの要件のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、特例民法法人から一般法人への移行に係る整備法の規定の施行に必要な限度において立入検査を実施することとなる。

すなわち、立入検査を行う前提条件として、公益目的支出計画の履行を確保できないと疑うに足りる相当な理由があることが必要であり、移行法人に対する立入検査は事前に計画して行うものではなく、このような事態の発生に対応して実施する。

ウ. 公益認定等委員会の事務処理状況

委員会では、令和2年度において移行法人に対する立入検査の実績はなかった。

表2-2-28 移行法人に対する立入検査の実施件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県	1	1	3	1	2	0
合計	1	1	3	1	2	0

(3) 報告徴収

ア. 制度の概要

委員会等は、移行法人について公益目的支出計画の適正な履行が行われていない場合に該当すると疑うに足る相当な理由があるときは、公益目的支出計画の適正な履行を図る観点から必要な限度において、当該移行法人に対し、その業務又は財産の状況に関し報告を求めることができる（整備法 § 128 I、§ 143 I II）。報告徴収の実施の具体的な要件は、立入検査と同じである。

イ. 公益認定等委員会の事務処理状況

委員会では、令和2年度において移行法人に対する報告徴収の実績はなかった。

表2-2-29 移行法人に対する報告徴収の実施件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県	14	10	3	2	4	7
合計	14	10	3	2	4	7

（４）勧告・命令の勧告・認可の取消しの勧告

ア．制度の概要

認可をした行政庁は、移行法人が公益目的支出計画の適正な履行が行われていない場合に該当すると認めるときは、当該移行法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる（整備法 § 129 I）。

また、認可をした行政庁は、勧告を受けた移行法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該移行法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（整備法 § 129 II）。

さらに、認可をした行政庁は、認可申請法人が偽りその他不正の手段により当該認可を受けたときは、その認可を取り消さなければならない（整備法 § 131 I）。

委員会等は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、整備法第 129 条等に基づく勧告、命令の勧告、認可の取消しその他の措置をとることについて、認可をした行政庁に勧告をすることができる（整備法 § 136 I、§ 141）。また、認可をした行政庁は、委員会等の勧告に基づく場合等以外に、整備法第 129 条等に基づく命令の勧告、認可の取消しの処分をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならない（整備法 § 133 III、§ 138 II）。

イ．公益認定等委員会における事務処理状況

委員会では、これまで移行法人に対する勧告、命令の勧告及び認可の取消しの勧告の実績はない。

5．特例民法法人

特例民法法人は、新制度に移行するため、移行期間の 5 年間に、新公益法人への移行（移行認定）又は一般法人への移行（移行認可）のいずれかを選択し、行政庁に申請することとされた。移行期間内に移行申請（移行認定又は移行認可の申請）を行わなかった場合には、法律により移行期間満了の日に解散したとみなされる。

(1) 移行の状況

表 2-2-30 制度施行時と令和3年4月1日時点の行政庁等の区分別
移行状況

制度施行時 (平成20年12月1日現在)					前回 (令和2年 4月1日現在)	令和3年4月1日現在				
		法人数			合計	合計	公益法人	移行認定 申請中	一般法人	移行認可 申請中
国 (各府省)	社団	3,614	内閣府	社団	2,023	2,023	698	0	1,325	0
	財団	3,011		財団	2,448	2,448	1,459	0	989	0
	計	6,625		計	4,471	4,471	2,157	0	2,314	0
都道府県	社団	8,891	都道府県	社団	9,197	9,197	3,247	1	5,947	0
	財団	8,927		財団	6,999	6,999	3,594	0	3,404	1
	計	17,818		計	16,196	16,196	6,841	1	9,351	1
合計	社団	12,420	合計	社団	11,220	11,220	3,945	1	7,272	0
	財団	11,897		財団	9,447	9,447	5,053	0	4,393	1
	計	24,317		計	20,667	20,667	8,998	1	11,665	1

- (注) 1 旧制度計 24,317 法人と新制度計 20,667 法人の差 (3,650 法人) は、みなし解散等により新制度への移行を申請しなかった法人数である。
- 2 国と都道府県の共管法人が存在するため、制度施行時の内訳の計と合計欄は一致しない。
- 3 新制度に移行した法人の移行期間中におけるその後の変動として、以下がある。
- 1) 新制度の公益法人に移行後、合併・解散による減少
 - 2) 一般法人に移行後に、新たに公益認定を受けた又は解散による減少

(2) 移行申請中の特例民法法人

移行期間満了後は、移行認定に加えて移行認可を併行して申請することができる(整備法 § 116 I) ため、移行期間満了後は、移行申請の申請件数と申請中の法人数とが一致しない。

表 2-2-31 移行申請審査中の件数（社団・財団別）

	法人数計			移行認定			移行認可		
	計	社団	財団	計	社団	財団	計	社団	財団
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県	2	1	1	1	1	0	1	0	1
合計	2	1	1	1	1	0	1	0	1
前年合計	4	3	1	2	2	0	2	1	1

（注）令和 3 年 4 月 1 日現在

新型コロナウイルス感染症への対応

公益認定等委員会及び内閣府では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公益法人等に対して「出勤者 7 割削減を実現するための取組みについて（令和 2 年 4 月 13 日）」や「人との接触機会の低減に向けた取組みの徹底について（令和 2 年 4 月 23 日）」といった協力依頼、また、各種会議の開催や定期的に作成する書類の行政庁への提出が難しい場合についてのお知らせである「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公益法人の運営に関するお知らせ（令和 2 年 5 月 18 日更新）」を、内閣府認定の公益法人へのメールのほか「公益法人 information」（<https://www.koeki-info.go.jp/>）やメールマガジン、「公益認定等委員会だより」への掲載によって周知している。

参考： 新型コロナウイルス感染症への対応

https://www.koeki-info.go.jp/administration/corona_taiou.html

新型コロナウイルス感染症対策について

https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/20200602_corona.pdf